

松伏町第3期子ども・子育て支援事業計画

“こどもいきいき 家族にここにこ
みんなが育つ まちづくり”

令和7年度～令和11年度

令和7年3月

松 伏 町

はじめに

令和5年4月、こどもまんなか社会を実現するために、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に強力なリーダーシップをもって取り組む行政機関として、こども家庭庁が発足しました。

本町の第6次総合振興計画では、こどもや高齢者にやさしいまちづくりが重点戦略として位置づけられています。

第3期子ども・子育て支援事業計画は、第6次総合振興計画との調和を図りながら、以前からの基本理念である「こどもいきいき 家族にこにこ みんなが育つまちづくり」を継承し、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえて策定しました。

基本理念のもと、未来を担うこどもたちが健やかに育ち、生きる力をはぐくむことができるよう、子育て家庭への支援や子育てを支える環境づくりなど、より一層の子育て支援施策の充実に努めてまいります。

本計画の策定にあたり、ご参画いただきました「松伏町子ども・子育て支援審議会」委員の皆様、ニーズ調査にご協力いただきました町民の皆様に深く感謝申し上げますとともに、本計画の実現に向け、今後とも皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

松伏町長 鈴木 勝

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 こどもに関する法律・制度等の動向	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
6 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	5
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	6
1 人口・世帯の状況	6
（1）人口の動向	6
（2）世帯の状況	7
2 こども人口に影響する社会動向	9
（1）出生の状況	9
（2）結婚・離婚件数と未婚率	10
3 教育・保育の必要性に影響する社会動向	11
（1）女性の就労状況	11
（2）ひとり親世帯の状況（母子世帯／父子世帯）	13
4 教育・保育・子育て支援サービスの状況	14
（1）幼稚園・保育所(園)・認定こども園の状況	14
5 前期計画（第2期子ども・子育て支援事業計画）の評価	17
6 アンケート調査（ニーズ調査）結果の概要	41
7 アンケートから見えるこども・子育て支援の問題点	51
第3章 こども・子育て支援の基本的な計画	55
1 計画の基本理念	55
2 計画の基本目標	56
3 こども・子育て支援の課題と対応の方針	57
4 こども・子育ての課題と施策の対応	59
第4章 こども・子育て支援施策の体系と具体的な取組	60
基本目標1 いきいきとこどもが生まれ育つまち（子育て家庭への支援）	61
（1）子育て支援サービスと相談支援体制の充実	61
（2）子育て家庭の負担軽減	66
基本目標2 にこにここどもを育てるまち（子育てを支える環境づくり）	68
（1）幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進	68
（2）地域における子育て支援	69
（3）子育て関連施策の推進	71
（4）青少年の健全育成の推進	73

基本目標3	みんながこどもをつつむまち（特色ある学校教育の推進）	75
	（1）「生きる力」をはぐくむ教育の充実	75
	（2）学習しやすい教育環境の充実	76
	（3）地域・家庭との連携	78
第5章	教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策	79
1	教育・保育提供区域について	79
2	社会的条件と施設の立地状況	79
	（1）6歳未満の児童の分布	79
	（2）教育・保育・子育て支援施設の分布	81
3	教育・保育提供区域の設定	83
4	教育・保育施設の量の見込み・確保の内容と実施時期	83
	（1）年齢別児童数の推計	83
	（2）教育・保育の量の見込み	85
	（3）確保の方策	86
	（4）各施設の状況	89
5	教育・保育の提供・推進に関する体制の確保	90
	（1）基本的な方針	90
	（2）提供・推進に関する体制の確保	90
6	産後の休業及び育児後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	91
	（1）基本的な方針	91
	（2）円滑な利用の確保方策	91
7	地域子ども・子育て支援事業	92
	（1）利用者支援事業	92
	（2）地域子育て支援拠点事業	92
	（3）妊婦に対して健康診査を実施する事業	93
	（4）乳児家庭全戸訪問事業	93
	（5）養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業	94
	（6）子育て短期支援事業	95
	（7）就学児に対する子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	96
	（8）一時預かりを行う事業	96
	（9）延長保育事業	97
	（10）病児・病後児保育事業	98
	（11）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	98
	（12）実費徴収に係る補足給付事業	99
	（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	99
	（14）子育て世帯訪問支援事業	99
	（15）児童育成支援拠点事業	100
	（16）親子関係形成支援事業	100
	（17）妊婦等包括相談支援事業	101

(18) こども誰でも通園制度事業.....	101
(19) 産後ケア事業.....	102
8 放課後における児童の安全・安心な居場所の確保.....	103
(1) 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の状況.....	103
(2) 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の目標事業量.....	104
(3) 放課後子ども教室の実施計画.....	105
(4) 学童クラブと放課後子ども教室の一体的な運営の推進に関する方策.....	105
(5) 小学校の余裕教室等の活用に関する方策.....	105
(6) 学童クラブと放課後子ども教室の実施に係る関係部局の連携に関する方策.....	106
(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策.....	106
(8) 地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取組.....	106
(9) 学童クラブの役割をさらに向上させていくための方策.....	106
(10) 学童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進するための方策..	107
第6章 計画推進体制.....	108
1 計画推進体制.....	108
(1) 松伏町子ども・子育て支援審議会の設置・運営.....	108
(2) 計画策定・推進管理会議の運営.....	108
(3) 関係諸団体の連携強化.....	108
2 計画達成状況の点検・評価.....	109
資料編.....	110
松伏町子ども・子育て支援審議会条例.....	110
松伏町子ども・子育て支援審議会委員名簿.....	112
計画作成の経過.....	113
子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査（ニーズ調査）.....	114
諮問と答申.....	116
①諮問.....	116
②答申.....	117

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始されて以来、市町村は、子ども・子育て支援法に規定された子ども・子育て支援事業計画を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等からなる子育て支援の体制整備を進めてきました。

また、国では令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、こども施策を総合的に推進するため、こどもや若者の権利、サポートに着眼した「こども大綱」を令和5年12月に閣議決定しました。

「こども大綱」は、こども・若者の権利を擁護し、個性や多様性を尊重しつつ、遊びや学びを通して健やかに成長できる、「こどもまんなか社会」の実現を目指すものであり、こどもや若者の視点でもって、成長環境を作り上げ、最善の利益を図ることが謳われています。

こどもは次代の地域社会を担うかけがえのない存在です。こどもや若者を守り育てていくことは、現役世代を生きる人々の責務であり、こどもや若者の声を取り入れ、差別なく公平に、心身共に健康に成長していける社会を実現していかなければなりません。

本町においては、子ども・子育て支援新制度の趣旨に則った「松伏町第2期子ども・子育て支援事業計画」を令和2年に策定し、総合的な子育て支援施策を推進してきましたが、子育てに関する環境変化を正しく捉えるとともに、国が示す子ども・子育てに関する指針を踏まえ、本町のこどもたちの健全な成長のためのより良い環境が確保されるよう、新たな計画「松伏町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 こどもに関する法律・制度等の動向

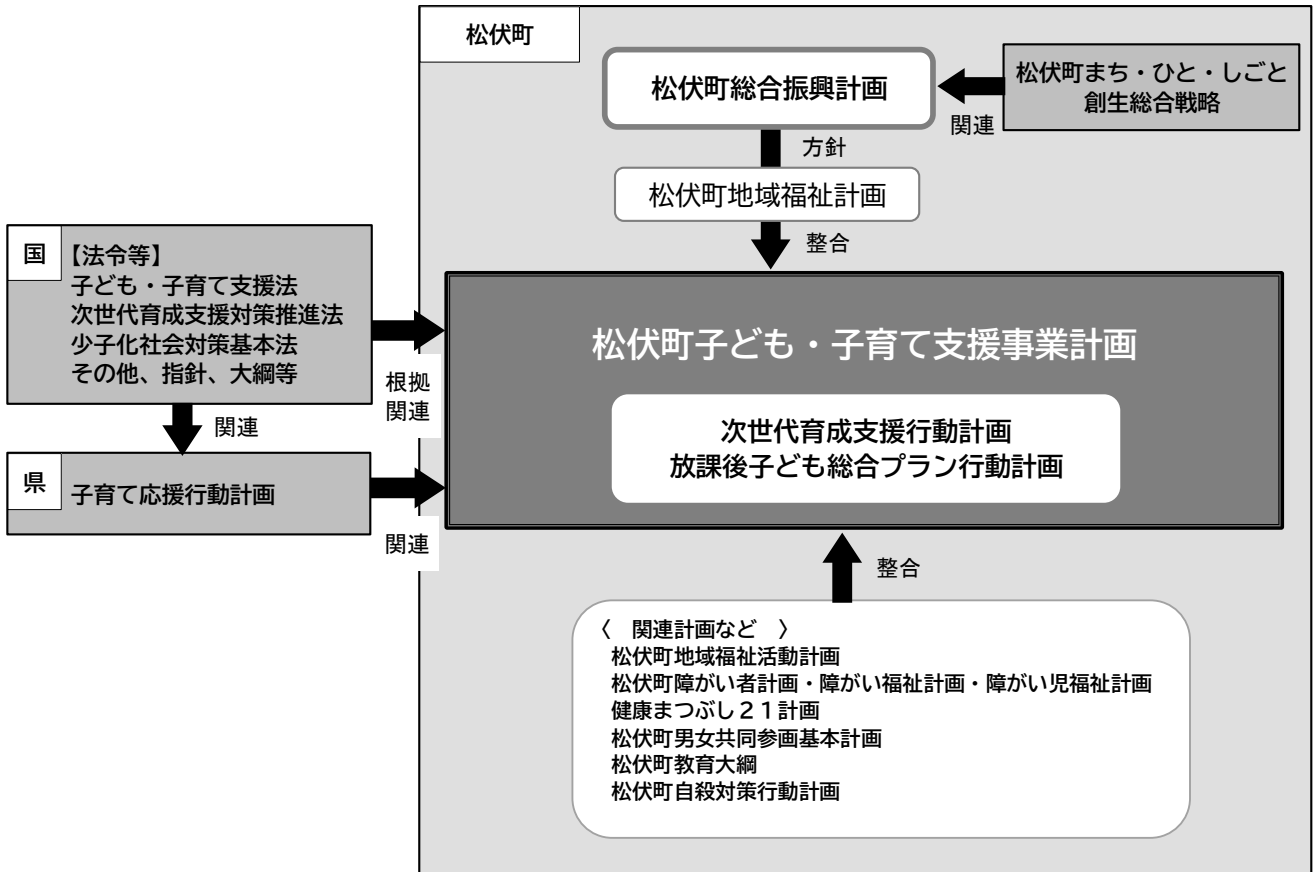
松伏町第2期子ども・子育て支援事業計画が策定された令和2年3月以降、子育てに関して、以下に示す様々な動きがありました。

<p>令和4年 (2022年) 6月</p>	<p>児童福祉法改正 子育て世帯に対する包括的な支援を行う体制を強化するため、こども家庭センターの設置とサポートプランの作成、地域子ども・子育て支援事業の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援の新設などをはじめとする「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」等が規定されました。</p> <p>こども基本法制定 次代の社会を担う全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することやこども施策の基本理念、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱、少子化社会対策大綱を一元化するこども大綱の策定等が規定されました。</p>
<p>令和5年 (2023年) 4月</p>	<p>「こども家庭庁」設立 こどもに関する政策を強力に進めていくため、これまで各府省庁で別々に担われてきたこども政策に関する司令塔機能を一本化した組織として内閣府に設置されました。</p>
<p>令和5年 (2023年) 12月</p>	<p>「こども大綱」閣議決定 こども基本法に基づき、こどもと若者の個性の尊重と権利の保障、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じ切れ目なく対応した十分な支援、良好な成育環境の確保、貧困と格差の解消、若い世代の生活基盤の安定と結婚・子育てに関する希望の実現を阻む隘路の打破等を基本的方針として策定されました。</p>
<p>令和5年 (2023年) 12月</p>	<p>「こども未来戦略」閣議決定 若い世代が希望どおり結婚しこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちが分け隔てなく大切にされ笑顔で暮らせる社会を目指し、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、の3つを基本理念とするとともに、今後3年間の集中的取組（加速化プラン）が掲げられました。</p> <p>放課後児童対策パッケージ公表 放課後の児童の受け皿整備を加速するため、令和5～6年度に取り組む内容として、こども家庭庁及び文部科学省によりとりまとめられました。</p>
<p>令和6年 (2024年) 6月</p>	<p>子ども・子育て支援法改正 こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、（1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、（2）全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、（3）共働き・共育での推進等が規定されました。</p> <p>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律改正 法律名を「こどもの貧困対策の推進に関する法律」から変更するとともに、法の目的や基本理念の充実、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」への新たな指標や規定の追加・新設等が行われました。</p>

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。上位計画である松伏町総合振興計画及び松伏町地域福祉計画をはじめ、松伏町障がい者計画等の関連計画との調和を図ります。また、保育の受け皿の拡充と保育の質の確保を両輪とする子育て安心プランとの整合性の確保を図るとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく次世代育成支援地域行動計画を統合して施策を継承します。

【 計画の位置づけ 】



4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜見直しができるものとします。

年度	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
松伏町 総合振興計画	第5次計画（平成26年度～令和5年度）				第6次計画（令和6年度～令和15年度）					
松伏町 子ども・子育て 支援事業計画	第2期計画（令和2年度～令和6年度）				第3期計画（令和7年度～令和11年度）					
					3期計画 策定					次期計画 策定

5 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第72条の規定に基づく「松伏町子ども・子育て支援審議会」にて委員の意見を聴取して策定します。

同審議会では、松伏町のこども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について調査審議します。

■調査審議の内容

- ① 特定教育・保育施設（保育所（園）、幼稚園、認定こども園）の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- ② 特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときに関する事項を処理すること。
- ④ こども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

6 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGsは、国連で採択された国際社会全体の開発目標です。経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決することを目指す持続可能な世界を実現するため17の目標と169のターゲットが掲げられ、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを目指しています。

本町では、世界共通の目標として設定されたSDGsの考え方も見据えながら、子育て支援に取り組み、町民一人ひとりが幸せで過ごしやすい社会を目指します。



SDGsとは？

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28年から令和12年までの国際目標です。

SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

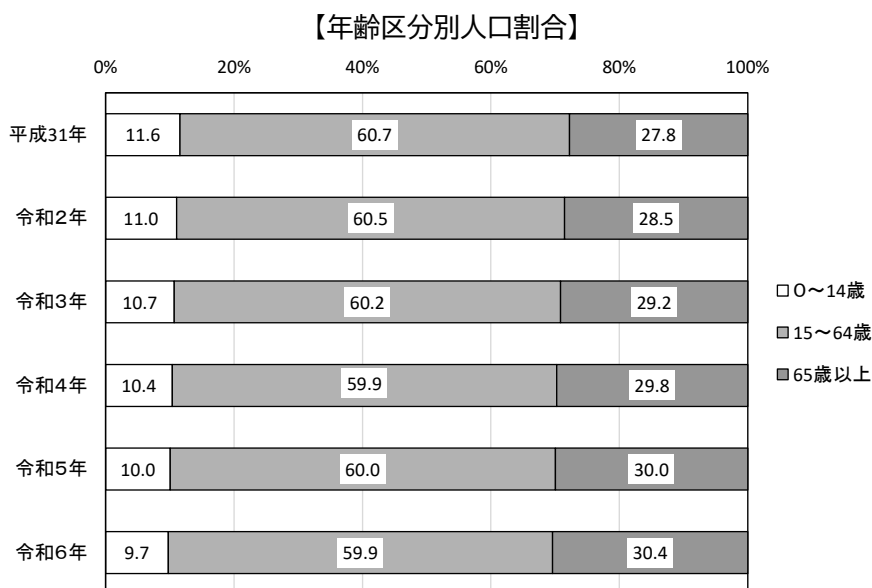
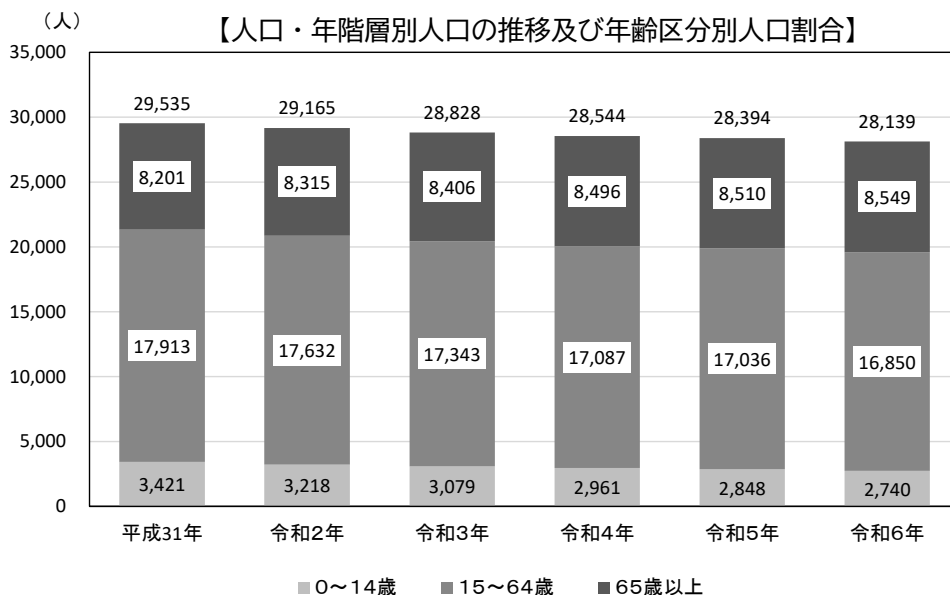
第2章 こども・子育てを取り巻く現状

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の動向

国として人口の減少が進む中、本町は人口の微減傾向が続いています。本町の令和6年の人口は28,139人と、令和元年からの5年間で1,396人減少しています。

また、令和6年の年少人口（0～14歳）は2,740人、生産年齢人口（15～64歳）は、16,850人となっており、いずれも年々減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は8,549人と年々増加を続けています。



資料：埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日)

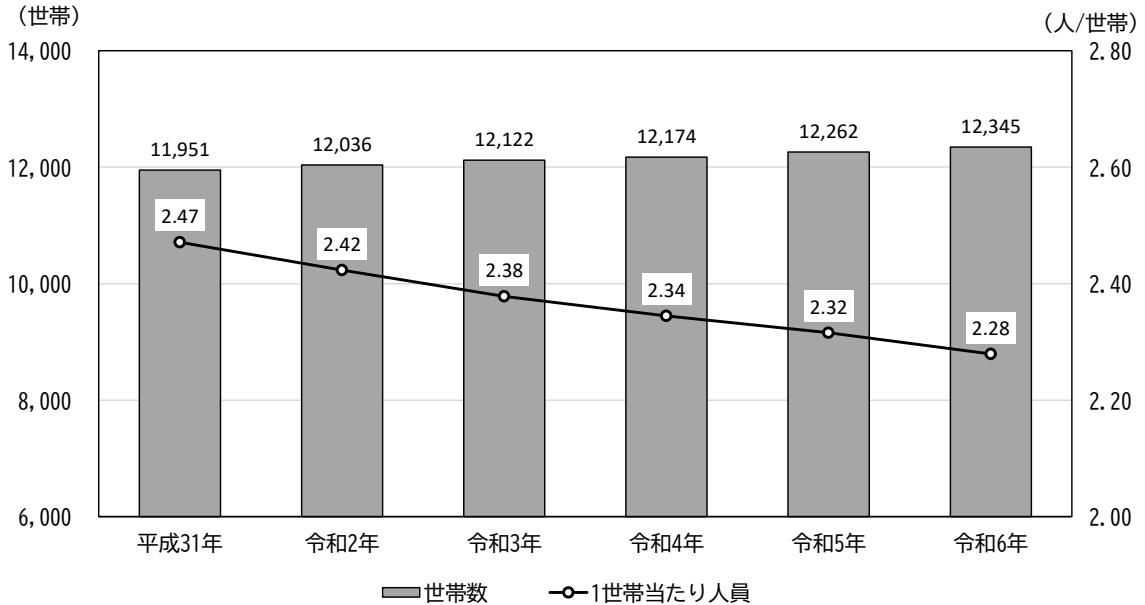
(2) 世帯の状況

①世帯数と1世帯当たり人員

世帯数をみると、ここ数年は年々増加を続けており、令和元年の11,951世帯から令和6年には12,345世帯となっており、5年間で3.3%増加しています。

また、世帯数が増加している一方で人口は減少していることから、1世帯当たり人員は年々減少しており、平成31年の2.47人から令和6年には2.28人となっています。

【世帯数・一世帯当たりの世帯人員の推移】



資料：埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日)

②世帯構成

令和2年の国勢調査によると、松伏町の核家族世帯は66.8%を占めています。核家族世帯の中でもこどもがいる世帯の割合は、夫婦とこどもの世帯が33.2%、ひとり親とこどもの世帯は11.2%を占めています。

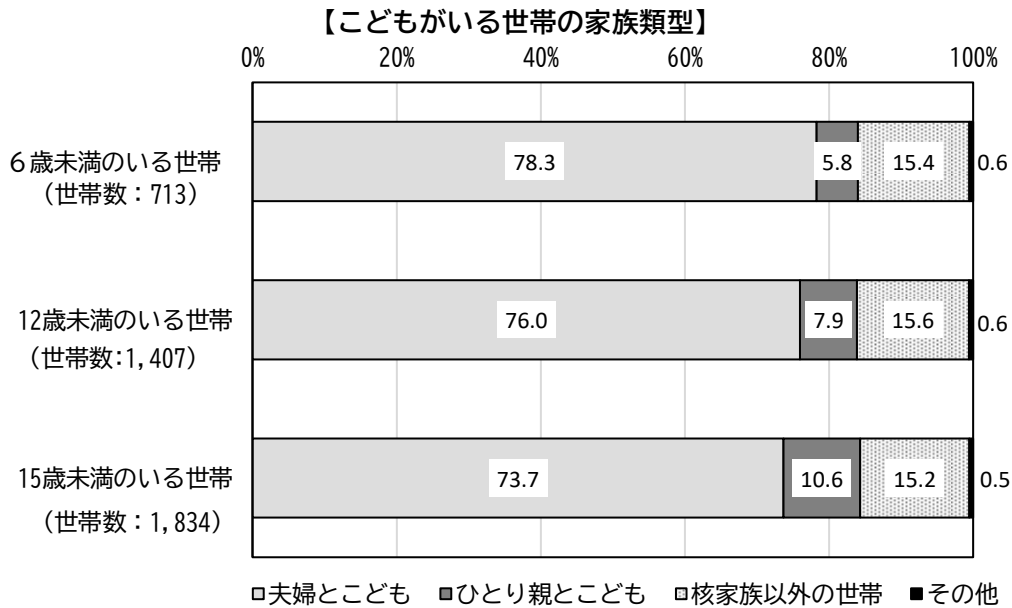
埼玉県の世帯構成と比較すると、松伏町の方が核家族世帯を含む親族世帯の割合が高く、夫婦とこども世帯やひとり親とこども世帯などのこどもがいる世帯の割合も高いことが特徴です。

【世帯の家族類型別割合】

	松伏町	埼玉県
核家族世帯	66.8%	59.1%
夫婦のみ	22.5%	20.8%
夫婦とこども	33.2%	29.1%
ひとり親とこども	11.2%	9.2%
その他の親族世帯	9.2%	5.5%
非親族を含む世帯	1.1%	1.1%
単独世帯	22.9%	34.3%

※世帯の家族累計「不詳」を除く

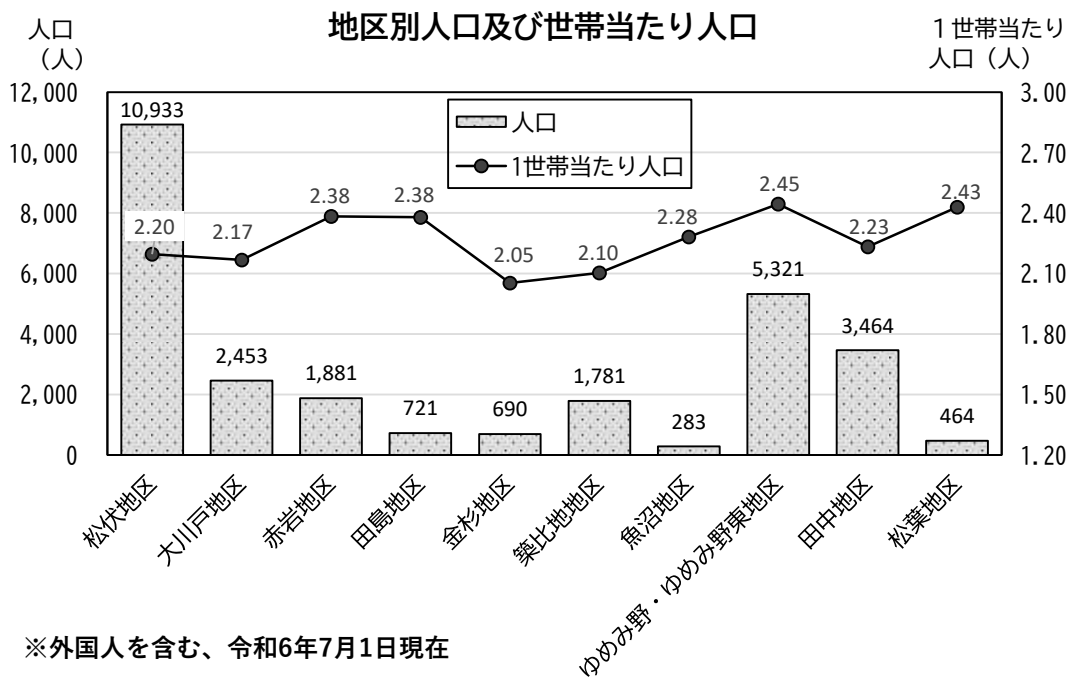
資料：国勢調査(令和2年)



③地区別人口及び世帯当たり人口

地区別の人口をみると、松伏地区は10,933人で町内全体の39.1%を占めて最も多く、次いで、ゆめみ野・ゆめみ野東地区が5,321人で19.0%を占めており、この2地区を合わせて町内全体の58.1%を占めています。

地区別の世帯当たり人口をみると、金杉地区(2.05人)、築比地地区(2.10人)、大川戸地区(2.17人)は他の地区に比較してやや少なく、他方、ゆめみ野・ゆめみ野東地区(2.45人)、松葉地区(2.43人)は他の地区に比較して多くみられます。

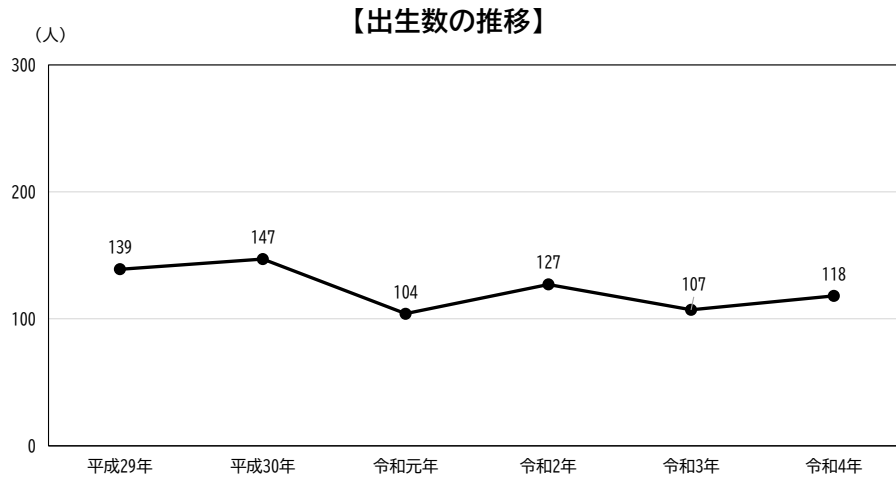


2 こども人口に影響する社会動向

(1) 出生の状況

①出生数

出生数は、平成30年から令和元年にかけて大きく減少(-43人)しましたが、それ以降はほぼ横ばい傾向が続いています。

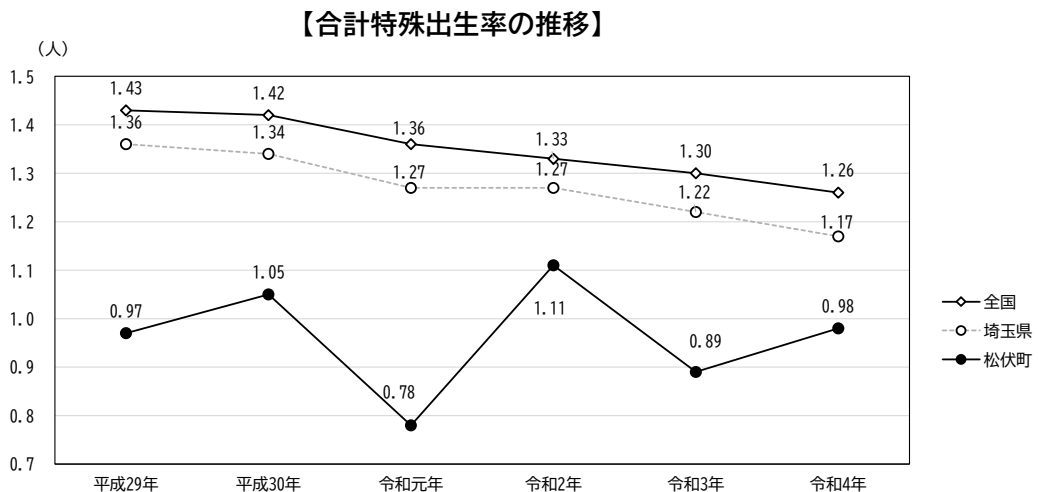


資料:埼玉県人口動態概況

②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、松伏町は全国、埼玉県と比較すると一貫して低くなっています。

令和元年に大きく低下(0.78)しましたが、翌年には1.11まで上昇し、それ以降はほぼ横ばい傾向が続いています。



資料:埼玉県人口動態概況

※合計特殊出生率とは?

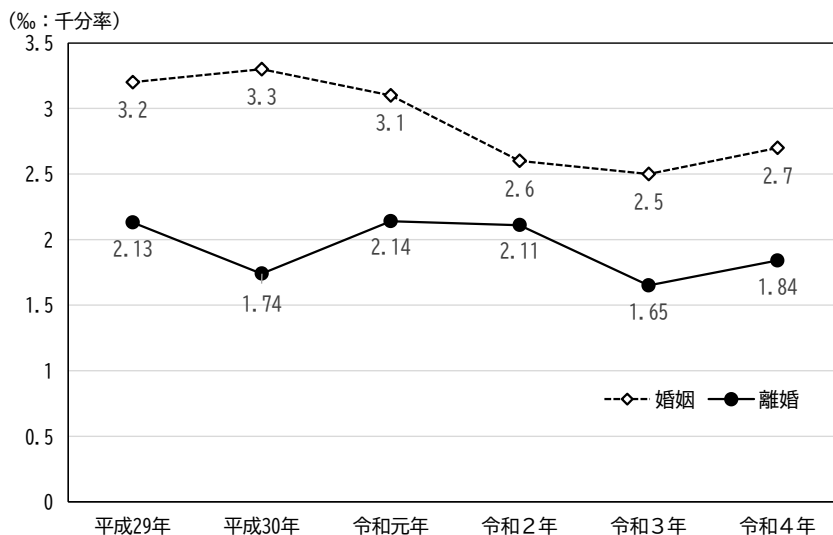
人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産むこどもの数に相当します。なお、長期的に人口を維持するためには、この数値が2.07を上回る必要があると言われています。

(2) 結婚・離婚件数と未婚率

① 婚姻・離婚件数の推移

松伏町の婚姻件数と離婚件数は、ともに令和元年から減少傾向が見られましたが、令和4年にはやや増加しています。

【婚姻・離婚件数の推移】



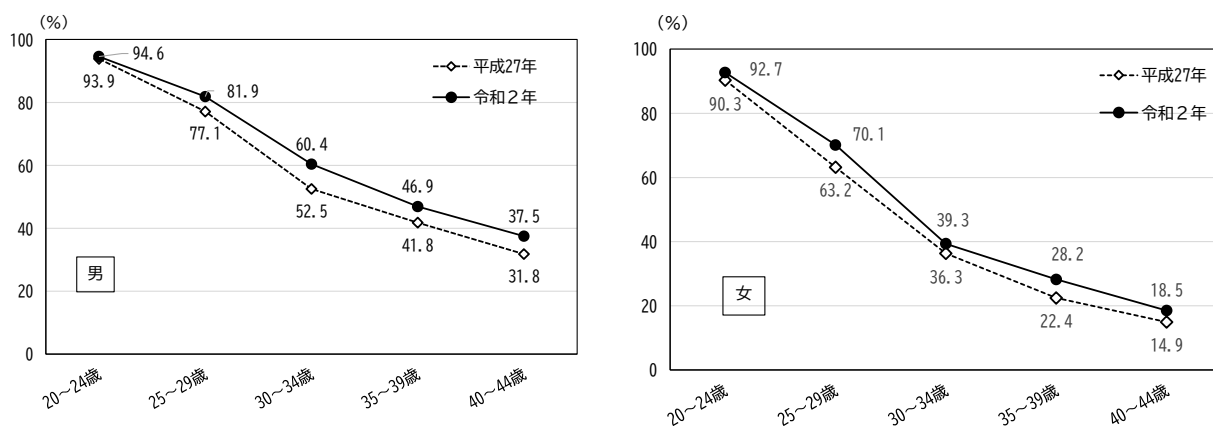
資料: 埼玉県人口動態概況

② 年齢階層別の未婚率

松伏町の未婚率について、平成27年と令和2年を比較すると、男女ともにほとんどの年齢階層において令和2年の未婚率の方が高くなっています。

特に、未婚率の上昇が顕著に見られる男女別の年齢層は、男性の30～34歳で7.9ポイント、女性の25～29歳で6.9ポイント、女性の35～39歳で5.8ポイントと、それぞれ上昇しています。

【年齢階層別の未婚率】



資料: 国勢調査

3 教育・保育の必要性に影響する社会動向

(1) 女性の就労状況

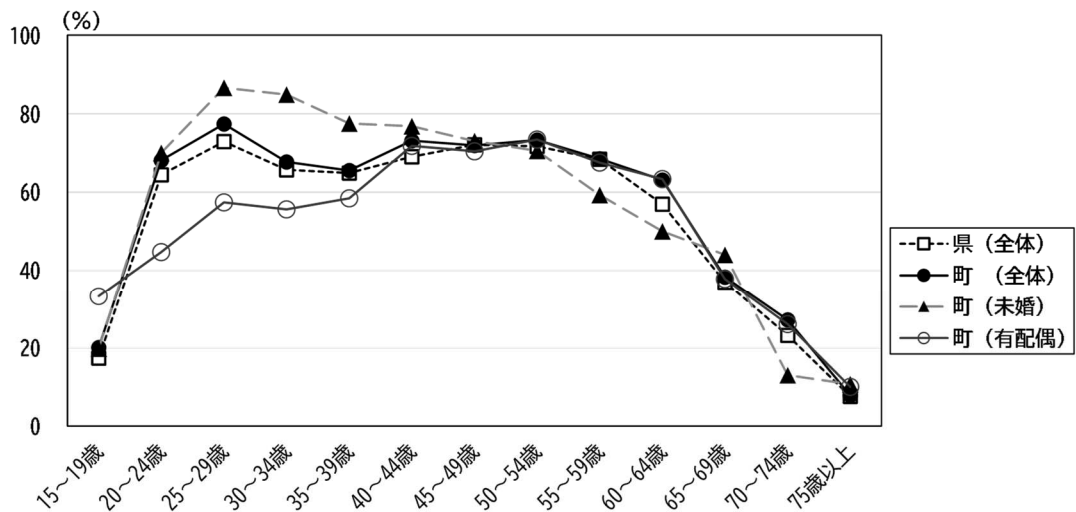
①女性の年齢階層別労働力率

松伏町（全体）の女性の年齢階層別労働力率をみると、学齢期を過ぎた25～29歳で77.4%と一度ピークを迎えるものの、30～34歳で67.7%、35～39歳で65.5%と低くなり、40～44歳以降50～54歳までは7割以上の労働力率となっています。

埼玉県（全体）と比較すると、45～49歳で松伏町の方が僅かに低いものの、それ以外の年齢階層別労働力率は松伏町の方が高くなっています。

また、松伏町の有配偶女性の年齢階層別労働力率をみると、成人期にあたる20～24歳、25～29歳、30～34歳、35～39歳において、女性全体や未婚女性よりも大きく下回っています。しかし、50歳以上では有配偶女性が、女性全体とほぼ同水準で、未婚女性を上回る傾向となっています。

【女性の年齢階層別労働力率】



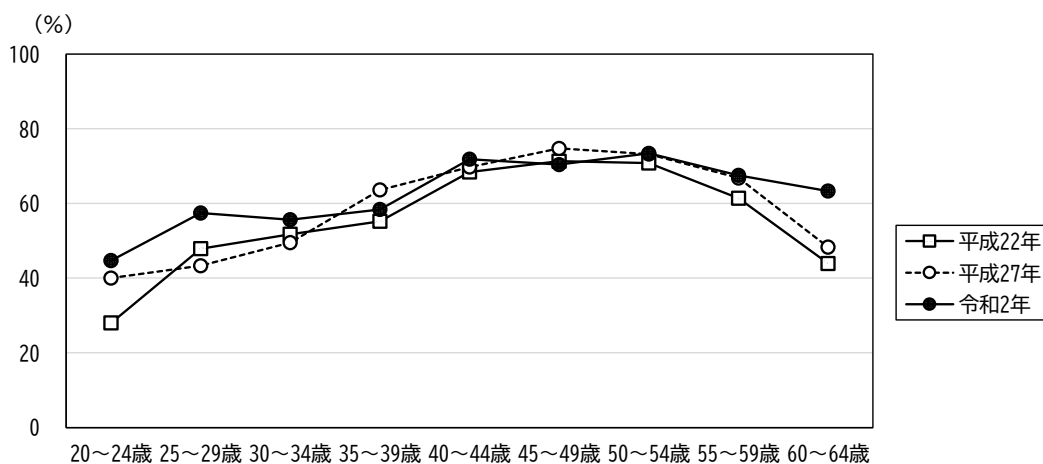
資料：令和2年国勢調査

②有配偶女性の年齢階層別労働力率

松伏町の有配偶女性の年齢階層別労働力率の推移をみると、令和2年の労働力率は、35歳～39歳と45～49歳を除いて、平成22年と平成27年を上回っています。

40歳以上55歳未満の労働力率は平成22年、平成27年、令和2年でさほど変化はありませんが、その年齢階層で労働力率が高くなる傾向が続いています。

【松伏町の有配偶女性の年齢階層別労働力率】

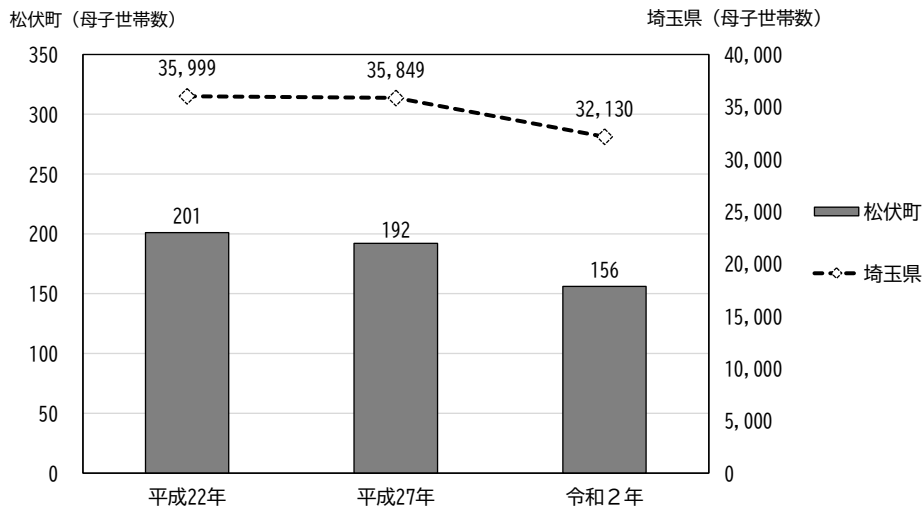


資料：国勢調査

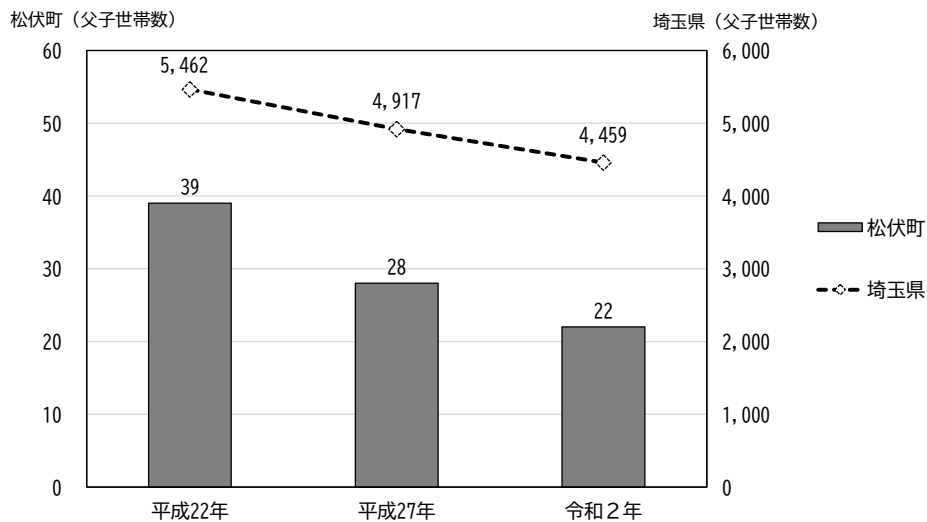
(2) ひとり親世帯※の状況（母子世帯／父子世帯）

松伏町の母子家庭の世帯数は、県と同じく減少傾向になっています。父子家庭の世帯数も同じく減少傾向になっています。

【母子世帯】



【父子世帯】



資料：国勢調査

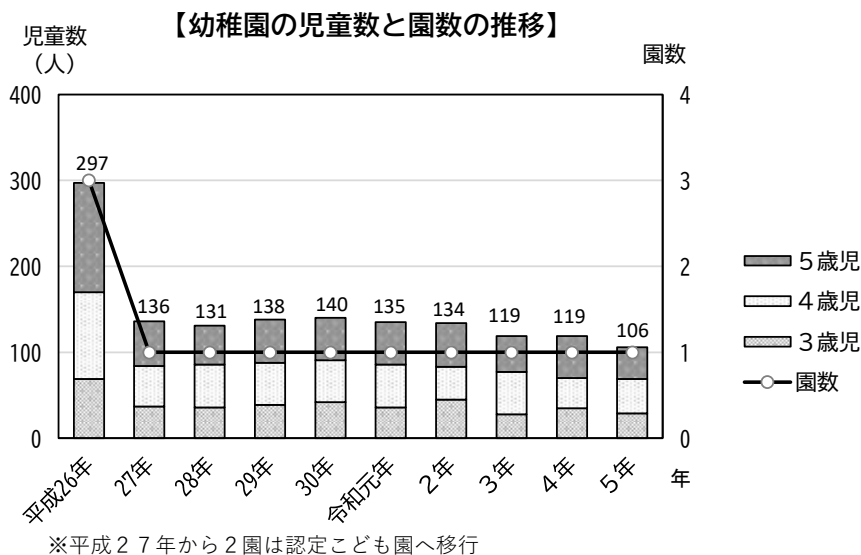
※ひとり親世帯：未婚、死別又は離別の親と、その未婚の20歳未満のこどものみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）のこと。

4 教育・保育・子育て支援サービスの状況

(1) 幼稚園・保育所(園)・認定こども園の状況

①幼稚園

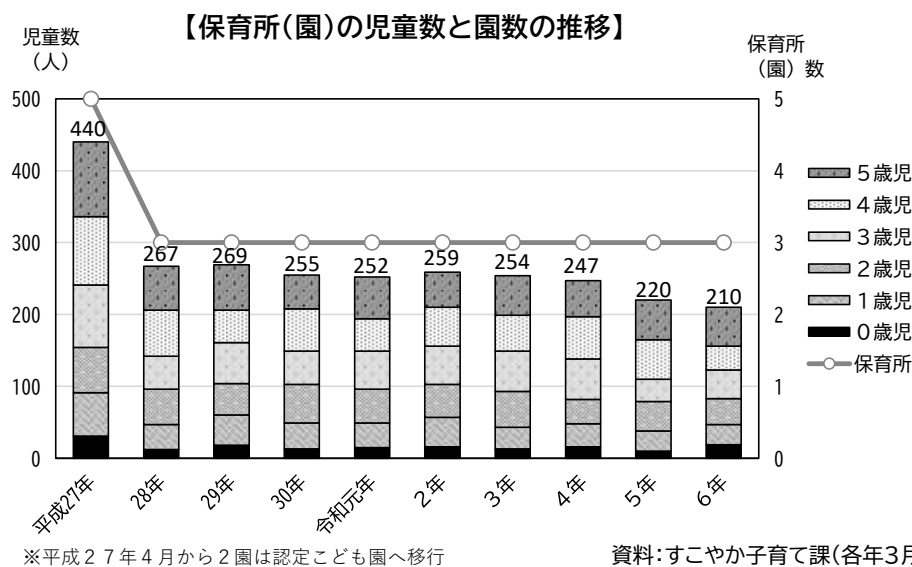
平成26年は幼稚園が3園ありましたが、平成27年以降は2園が認定こども園に移行したことにより、1園となっています。園児数は、3園あった平成26年には297人ですが、1園となった平成27年以降は令和2年まで130～140人台で推移し、令和3年の119人から減少傾向になっています。



資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

②保育所(園)

平成27年は保育所(園)が5園ありましたが、平成27年4月以降は2園が認定こども園に移行したことにより、3園となっています。児童数は、平成27年には440人ですが、3園となった平成27年以降は250～260人台で推移し、令和6年には210人となっています。



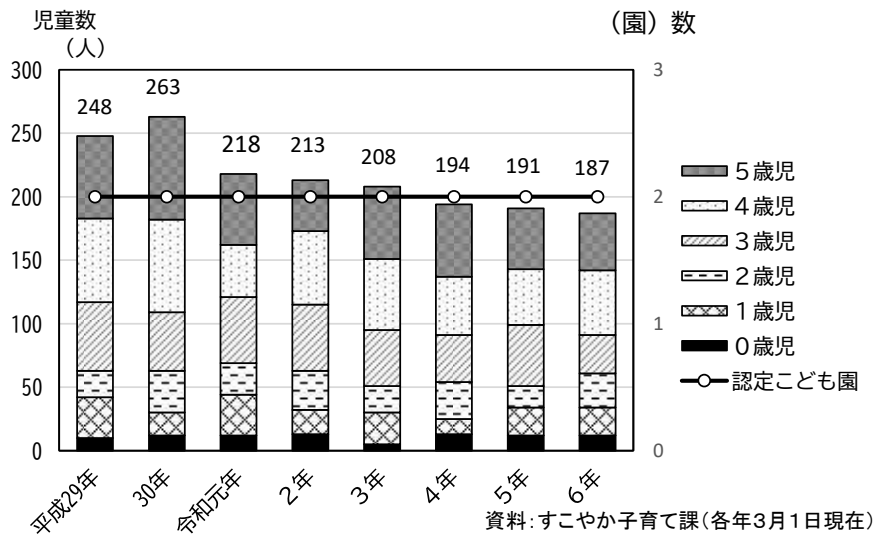
資料:すこやか子育て課(各年3月1日現在)

③認定こども園

平成30年の児童数は263人でしたが、令和元年の218人から令和6年の187人とやや減少傾向にあります。

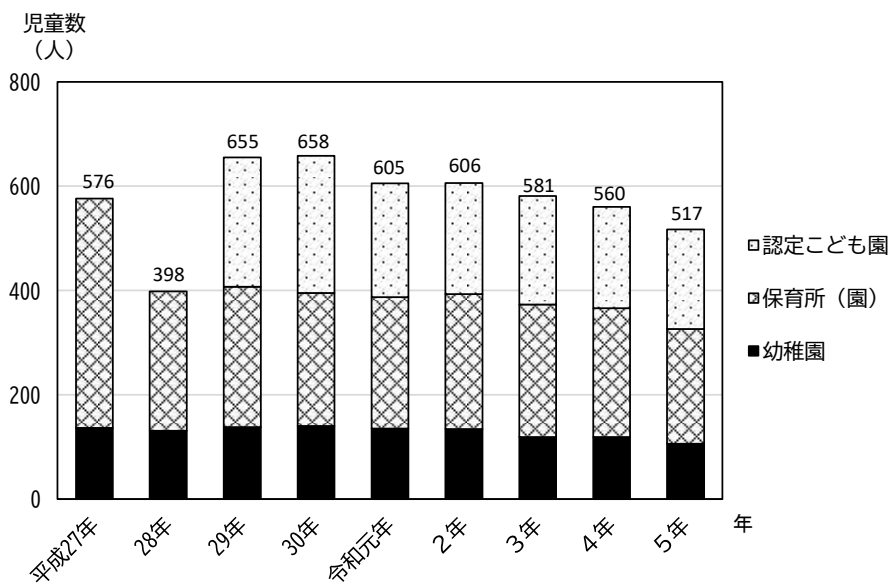
また、認定こども園、幼稚園、保育所（園）に通う児童数の合計をみると、令和元年の605人から令和5年の517人と減少傾向にあります。

【認定こども園の児童数と園数の推移】



資料:すこやか子育て課(各年3月1日現在)

【教育・保育施設を利用する児童数(未就学)の推移】



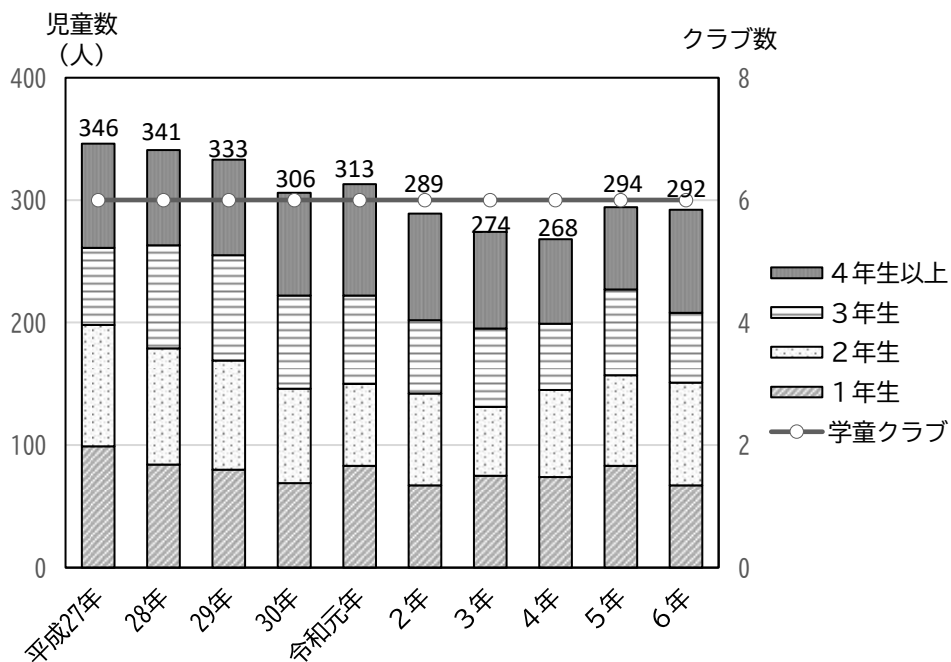
※幼稚園は各年5月1日現在、保育所(園)、認定こども園は各年3月1日現在。

資料:統計まつぶし

④学童クラブ

松伏町には6つの学童クラブがあり、6クラブ合計の定員は355人となっています。学童クラブを利用する児童数は平成27年の346人から減少傾向にあり、令和4に年は268人でしたが、令和5年以降には292人と増加傾向にあります。

【学童クラブの児童数とクラブ数の推移】



資料:すこやか子育て課(各年4月1日)

5 前期計画（第2期子ども・子育て支援事業計画）の評価

■施策一覧

基本目標1 いきいきとこどもが生まれ育つまち

1 母親と乳幼児の健康の確保・増進

(1) こどもと母親の健康の確保

No	具体的施策	担当課
1	母子健康手帳の交付	保健センター（子育て世代包括支援センター）
2	妊産婦健康相談	保健センター（子育て世代包括支援センター）
3	乳幼児健康相談	保健センター（子育て世代包括支援センター）
4	育児相談	保健センター
5	歯科健診・歯科保健指導・フッ素塗布事業	保健センター
6	ハイリスク妊産婦訪問指導	保健センター（子育て世代包括支援センター）
7	乳児全戸訪問事業	保健センター（子育て世代包括支援センター）
8	養育支援訪問事業	すこやか子育て課・保健センター
9	未熟児養育指導	保健センター
10	乳幼児健康診査の充実	保健センター
11	乳幼児訪問指導	保健センター
12	妊婦一般健康診査	保健センター
13	両親学級の継続	保健センター
14	親子教室の継続	保健センター
15	読み聞かせの実施	保健センター
16	事故防止など啓発事業	保健センター
17	母子愛育会による地域活動事業	保健センター
18	予防接種の実施	保健センター

(2) 食育の推進

No	具体的施策	担当課
1	両親学級における食育の推進	保健センター
2	離乳食教室の継続	保健センター
3	栄養相談の継続	保健センター
4	幼少期からの食育啓発	保健センター
5	食育に関する講座の実施	すこやか子育て課

(3) 小児医療の充実

No	具体的施策	担当課
1	こども医療費の助成	すこやか子育て課

No	具体的施策	担当課
2	小児救急医療の充実	保健センター

2 未就園児とその家庭に対する支援

(1) 保育施設の開放

No	具体的施策	担当課
1	保育施設の開放	すこやか子育て課
2	保育施設における子育て相談	すこやか子育て課

(2) 子育て支援のネットワークづくり

No	具体的施策	担当課
1	子育て支援ネットワークの形成	すこやか子育て課
2	利用者支援事業の実施	すこやか子育て課
3	子育て支援の情報提供	すこやか子育て課

基本目標2 にこにことこどもを育てるまち

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育ての支援の充実

No	具体的施策	担当課
1	親子サポートグループの支援	すこやか子育て課
2	ファミリー・サポート・センターの充実	すこやか子育て課
3	子育て支援拠点事業の充実	すこやか子育て課

(2) 教育・保育事業の充実

No	具体的施策	担当課
1	様々な保育事業の実施	すこやか子育て課
2	幼稚園預かり保育の支援	すこやか子育て課
3	地域活動事業の支援	すこやか子育て課
4	小学校との連携	教育総務課
5	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の実施	すこやか子育て課
6	放課後子ども教室の実施	教育文化振興課

(3) 児童の健全育成

No	具体的施策	担当課
1	文化のまちづくり事業の支援	教育文化振興課
2	公民館を利用した講座の継続	教育文化振興課

No	具体的施策	担当課
3	図書室のおはなし会の継続	教育文化振興課
4	世代間交流の充実	すこやか子育て課
5	児童館運営の充実	すこやか子育て課
6	生徒指導連絡協議会の開催	教育総務課
7	青少年健全育成協議会の運営	すこやか子育て課

2 職業生活と家庭生活の両立の推進

(1) 仕事と子育ての両立の推進

No	具体的施策	担当課
1	仕事と子育ての両立の推進	すこやか子育て課
2	父親参加の促進	保健センター

(2) 多様な働き方の実現

No	具体的施策	担当課
3	男女共同参画の推進	企画財政課

3 支援を必要とする児童等へのきめ細かな対応

(1) 児童虐待防止対策の充実

No	具体的施策	担当課
1	要保護児童対策地域協議会の運営	すこやか子育て課
2	虐待の早期発見と予防	保健センター
3	虐待などに関する相談体制の充実	すこやか子育て課
4	女性相談の充実	企画財政課

(2) ひとり親家庭の自立支援

No	具体的施策	担当課
1	ひとり親家庭等への医療費の助成	すこやか子育て課
2	母子（父子）寡婦福祉資金貸付制度等の周知	すこやか子育て課

(3) 障がい児支援施策の充実

No	具体的施策	担当課
1	健診などによる早期発見・支援	保健センター
2	補装具費支給	いきいき福祉課
3	日常生活用具給付	いきいき福祉課
4	短期入所事業（ショートステイ）	いきいき福祉課

No	具体的施策	担当課
5	障がい児保育の支援	すこやか子育て課
6	在宅重度心身障害者手当の支給	いきいき福祉課
7	重度心身障がい者医療費助成	いきいき福祉課
8	障がい児通所支援の充実	いきいき福祉課
9	障がい児相談支援の充実	いきいき福祉課
10	移動支援	いきいき福祉課
11	日中一時支援	いきいき福祉課

基本目標3 みんながこどもをつつむまち

1 安全・安心な生活環境の整備

(1) 安全・安心な社会基盤の整備

No	具体的施策	担当課
1	通学路などの道路環境整備	総務課・まちづくり整備課
2	安心して使える公園の確保	新市街地整備課

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

No	具体的施策	担当課
1	ユニバーサルデザインの普及推進	新市街地整備課
2	広報などによる啓発活動	総務課

2 こどもの安全の確保

(1) こどもの交通安全を確保するための活動

No	具体的施策	担当課
1	交通安全教室の開催	総務課
2	チャイルドシート等の啓発	総務課

(2) こどもを犯罪などの被害から守るための活動

No	具体的施策	担当課
1	防犯ブザーの配布	教育総務課
2	こどもの防犯教室等の充実	総務課
3	パトロール活動の推進	教育総務課・教育文化振興課
4	「子ども110番の家」の指定・活用	教育総務課

(3) 被害に遭ったこどもの支援

No	具体的施策	担当課
1	被害に遭ったこどものケア	教育総務課

■結果まとめ

●実施評価について

実施評価S A B C D 5段階（令和2年度から令和6年度（見込み）までの評価です。）

実績評価	実施状況
S	事業目標に向け、計画以上の実施をしている。
A	事業目標に向け、計画どおりに実施している。
B	事業目標が遅れている。
C	事業について、研究・検討中・未実施
D	事業を廃止・完了など

基本目標1 いきいきとこどもが生まれ育つまち

1 母親と乳幼児の健康の確保・増進

(1) こどもと母親の健康の確保

基本目標1 1-(1)-1	母子健康手帳の交付	保健センター (子育て世代包括支援センター)
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児まで一貫した健康状態を記録できる母子健康手帳を交付している。 ・継続した支援ができるよう、妊娠届出時にはアンケート及び個別面接を実施している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳発行人数は減少傾向にあり、近年は横ばい。支援が必要なケースは多く、1件当たりの個別面接に時間を要している。 	
評価	A	

基本目標1 1-(1)-2	妊産婦健康相談	保健センター (子育て世代包括支援センター)
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦の悩みや不安などの相談に対し、面接や電話で対応している。 ・母子手帳交付時や訪問時の相談に対応している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・継続支援が必要な妊産婦は、必要に応じて関係機関との連携が必要である。 	
評価	A	

基本目標1 1-(1)-3	乳幼児健康相談	保健センター (子育て世代包括支援センター)
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児とその親を対象とした健康相談、電話、乳幼児健診など、状況に応じた保健指導を実施している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・相談のしやすさについて検討が必要である。 	
評価	A	

基本目標1 1-(1)-4	育児相談	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に乳幼児の身体計測、育児相談、栄養相談の機会を設け、相談に対応している。 〈課題〉 ・利用人数が減少傾向にあるが、相談を受けた場合は適宜対応が必要である。 	
評価	A	

基本目標 1-(1)-5	歯科健診・歯科保健指導・フッ素塗布事業	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査時に歯科健診とブラッシング指導など乳幼児期に必要な歯科保健指導を実施している。 ・1歳8か月児、3歳4か月児健康診査時には、希望者に対しフッ素塗布を実施し、歯ブラシ習慣定着のための普及啓発を実施している。 〈課題〉 ・健診受診者には全員に歯科指導を実施できているが、健診未受診者には歯科指導を実施できていない。未受診者フォロー時には歯科受診の勧奨等が必要である。 	
評価	A	

基本目標1 1-(1)-6	ハイリスク妊産婦訪問指導	保健センター（子育て世代包括支援センター）
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク妊産婦への家庭訪問指導を実施し、必要に応じて継続訪問を実施している。 ・関係機関と連携を図りながら、ハイリスク妊婦の支援体制の確立に努めている。 〈課題〉 ・解決が難しい困難ケースが増加しており、現体制での対応が難しくなっている。産後支援等、一層の強化が望まれる。 	
評価	A	

基本目標1 1-(1)-7	乳児全戸訪問事業	保健センター（子育て世代包括支援センター）
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児・乳児の訪問を実施し、育児不安等の軽減や産後うつ等の早期発見に努めている。 ・訪問時には、新生児・乳児の体重測定や産婦の健康状態等を確認し、育児相談等を行っている。 〈課題〉 ・里帰り出産や入院中の児の訪問については早期の訪問ができにくいため、引き続き関係機関と連携し切れ目ない支援の体制づくりが必要である。 	
評価	A	

基本目標 1-(1)-8	養育支援訪問事業	すこやか子育て課 保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師等が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を実施している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関との連携の強化が必要である。 	
評価	A	

基本目標1 1-(1)-9	未熟児養育指導	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクを持った未熟児について、関係機関と連携して出生後速やかに訪問し、こどもの健やかな成長や家族を支援している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出生数の減少に伴い、未熟児数も減少しているが、未熟児へのフォローには関係機関との連携が必要。日頃から関係機関と連携を図れる体制を整えておく必要がある。 	
評価	A	

基本目標1 1-(1)-10	乳幼児健康診査の充実	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4か月、9か月、1歳8か月、3歳4か月児健康診査時に、発達状況の確認や育児相談等を実施している。 ・ 各健康診査の受診率の向上に努めるとともに、未受診児についてフォローを行っている。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 未受診の場合、子の発育発達の異常の発見が遅れる可能性がある。受診率向上のために受診勧奨が必要。また、未受診児はその理由も把握し、受診勧奨又は個別フォローを行う必要があるため、業務が増加する。 	
評価	A	

基本目標1 1-(1)-11	乳幼児訪問指導	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各健康診査の未受診児や、各健康診査において訪問相談が必要とされた家庭について随時訪問を実施している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問等しても連絡が取れない家庭もある。ケースにより関係機関と連携して関わりを持つことが必要である。 	
評価	A	

基本目標1 1-(1)-12	妊婦一般健康診査	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査として、超音波、HBs抗原検査、HIV抗体検査、風疹ウイルス抗体検査等に対する受診を促進している。 ・検査にかかる費用の一部を公費負担する助成券を発行している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・安心した妊娠・出産のためにも健診を受診できるよう、今後も妊婦の経済的負担軽減を図ることは必要。助成額は年々増額しており、財政確保が必要である。 	
評価	A	

基本目標1 1-(1)-13	両親学級の継続	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦を対象に、妊娠中の健康管理や歯科保健・食事、出産、子育てについての講話や実技演習を行っている。 ・先輩ママとの交流会やレクリエーションを実施し、出産や育児への不安の軽減を図っている。 ・マタニティブルーと産後うつ資料を配布し、こころの健康について健康教育を実施している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度より、実施日程や内容等、教室の構成を変更して行っていたが、参加者数が減少している。より参加者のニーズにあった満足度の高い教室の運営が必要である。 	
評価	A	

基本目標1 1-(1)-14	親子教室の継続	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各健康診査時や各種相談において経過観察が必要とされた親子を対象として、こどもの発育発達を促すような場と親子遊びを提供し、母親の育児不安やストレスの軽減を図っている。 ・親子教室同窓会交流会を開催し、卒業した母子への支援を継続するとともに、卒業生と参加者が交流できる場を提供している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・プレ保育に行っている子も多く、参加人数が減少している。より参加者のニーズにあった満足度の高い教室の運営が必要である。 	
評価	A	

基本目標 1-(1)-15	読み聞かせの実施	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児期からの母とこどものふれあいを深めるため、健康診査時に、絵本を活用したコミュニケーションの取り方や絵本の使い方について説明を行いながら、絵本の読み聞かせの必要性を伝えている。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・出生数の減少に伴い健診受診対象者は減少傾向にあるが、乳幼児期への絵本の必要性は引き続き周知する必要がある。 	
評価	A	

基本目標1 1-(1)-16	事故防止などの啓発事業	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査時において、こどもの誤飲や不慮の事故防止のための指導を行うほか、パンフレットの配布等により普及啓発を図っている。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> 出生数の減少に伴い健診受診対象者は減少傾向にあるが、対象者の発達段階に応じた事故予防について引き続き啓発が必要である。 	
評価	A	

基本目標1 1-(1)-17	母子愛育会による地域活動事業	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 絵本の読み聞かせや季節の行事開催など、子育て経験を生かした子育て支援活動を推進している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> 会員の高齢化と新規会員の確保が課題である。 	
評価	A	

基本目標1 1-(1)-18	予防接種の実施	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 感染症による患者の発生や死亡者の減少を目的として、予防接種法に基づき予防接種を行っている。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> 自治体によって異なる部分があり煩雑。乳幼児健診案内等の時期を利用して接種の案内や予診票の送付を行っているが、今後DX化の導入等により時勢にあわせた対応が必要である。 	
評価	A	

(2) 食育の推進

基本目標1 1-(2)-1	両親学級における食育の推進	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦を対象に、妊娠中の食事について、講話や調理実習を行っている。 個々の食事バランスを自身で確認できるよう、栄養指導に食事記録を導入し、より良い妊娠中の食事について助言している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> インターネットなど多くの情報が得やすく医療機関での実施も多いが、内容を差別化し、仕事をしている妊婦にも参加しやすくする必要がある。 	
評価	A	

基本目標1 1-(2)-2	離乳食教室の継続	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離乳食講話、デモンストレーション、試食を行っている。 ・ 乳児健康診査時に食生活改善推進員の協力により離乳食の試食を実施し、また、食材リストや離乳食の進め方について助言している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者のニーズが多様化しており個別対応の検討が必要である。 	
評価	A	

基本目標1 1-(2)-3	栄養相談の継続	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に個別の栄養相談の機会を設け、相談に対応している。 ・ 育児相談や各乳児健康診査時に栄養相談を実施している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者のニーズが多様化しており個別対応の検討が必要である。 	
評価	A	

基本目標1 1-(2)-4	幼少期からの食育啓発	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活改善推進員や母子愛育会と連携をとり、町民まつりや季節行事等において、親子を対象に適切な食生活習慣を確立させるための普及啓発を実施している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携を深め、参加者の増加、実施回数を増やしていくことが課題である。 	
評価	A	

基本目標1 1-(2)-5	食育に関する講座の充実	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援センター（2か所）において「食育講座」を実施している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者数が微増傾向であり、今後も参加者が増えるような周知を継続していく必要がある。 	
評価	A	

(3) 小児医療の充実

基本目標1 1-(3)-1	こども医療費の助成	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月診療分から 非課税世帯に限らず通院医療費の助成を高等学校卒業（18歳年度末）までに拡大（ただし町税に未納がある場合は支給停止する場合あり）〈課題〉 ・通院医療費の助成を高等学校卒業（18歳年度末）までに拡大し、自己負担なしで受診が可能になるため、適切な受診について周知等の対応が必要である。 	
評価	A	

基本目標1 1-(3)-2	小児救急医療の充実	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜、日曜、祝祭日、お盆、年末年始を除く、平日の時間外に、輪番制による小児時間外（初期救急）診療及び電話相談を継続するよう支援している。〈課題〉 ・医療機関の連携の継続が必要である。 	
評価	A	

2 未就園児とその家庭に対する支援

(1) 保育施設の開放

基本目標1 2-(1)-1	保育施設の開放	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全ての保育所（園）・認定こども園で定期的に園庭開放等を実施。保護者の子育てを支援している。 	
評価	A	

基本目標1 2-(1)-2	保育施設における子育て相談	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町立保育所：平日13時～15時まで保育士による育児相談を実施している。 ・私立保育所：主任保育士を業務に専任させ、保護者や地域住民からの育児相談等に積極的に取り組む施設について委託料を加算している。 ・認定こども園：育児相談等の地域の子育て支援活動を行うことが義務付けられている。 	
評価	A	

(2) 子育て支援のネットワークづくり

基本目標1 2-(2)-1	子育て支援ネットワークの形成	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所長会議を年4回対面形式で実施し、各園の情報共有を図っている。 ・ 母子保健連携会議（保健センター、地域子育て支援センター、学校養護教諭、子育て支援専門員（すこやか子育て課）等の情報交換会議）例年1回開催し、教育と母子保健及び児童福祉の連携を図っている。 	
評価	A	

基本目標1 2-(2)-2	利用者支援事業の実施	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援専門員1名をすこやか子育て課に配置。役場窓口で保育所等入所などの相談に乗るほか、月1～2回程度保健センター、松伏町地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センターに出向き、こどもや保護者に対応している。また、母子保健連携会議にも参加している。 	
評価	A	

基本目標1 2-(2)-3	子育て支援の情報提供	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てガイド「まつぶし子育て情報便」を保健センター、すこやか子育て課共同で作成し、町内各子育て支援施設で子育て中の保護者に配布。埼玉県作成「イクメンの素」を保健センター、地域子育て支援センターで希望する保護者に配布している。 	
評価	A	

基本目標2 にこにことこどもを育てるまち

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援の充実

基本目標2 1-(1)-1	親子サポートグループの支援	すこやか子育て課
実績と課題	・こどもを安心して産み、育てられる環境を地域ぐるみでつくるため、子育てサークルなどの民間グループについて地域子育て支援センター等で情報提供している。	
評価	A	

基本目標2 1-(1)-2	ファミリー・サポート・センターの充実	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての援助を受けたい方（利用会員）の登録数と子育ての援助をする方（提供会員）が増加傾向であり、送迎や預かり保育など保育のサポートを行っている。 ・令和2年7月から病児・緊急対応サポートとして、緊急サポートセンター埼玉へ委託し、緊急サポート事業を実施している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・提供の確保を図るため引き続き研修体制を整え、さらなる質の向上に努める必要がある。 	
評価	A	

基本目標2 1-(1)-3	子育て支援拠点事業の充実	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が増加し、子育て家庭の情報交換や交流、子育ての相談の場となっている。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・イベントなどのメニューの充実や周知を図り、引き続き利用者の増加を促す必要がある。 	
評価	A	

(2) 教育・保育事業の充実

基本目標2 1-(2)-1	様々な保育事業の実施	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育：就労状況等に応じて時間外保育を行っている。 ・一時預かり：通院や私用等で一時的に保育できないときに児童を預かっている。 ・障がいのある児童の受け入れ：障がいの状況に応じた受け入れを行っている。 	
評価	A	

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

基本目標2 1-(2)-2	幼稚園預かり保育の支援	すこやか子育て課
実績と課題	・認定こども園の幼稚園部分に通うこどもについて、一時預かり事業（幼稚園型）の委託をし、預かり保育実施にかかる経費の一部を補助している。	
評価	A	

基本目標2 1-(2)-3	地域活動事業の支援	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町内中学生の職業体験として年1回（3日／3人ずつ）受け入れ、地域交流を図っている。 ・隣接する障がい施設との交流として年1回、障がい施設で栽培した野菜を保育所在園児と一緒に収穫している。 	
評価	A	

基本目標2 1-(2)-4	小学校との連携	教育総務課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「松伏町保幼小連絡協議会」を原則年3回開催した。令和2年度、令和3年度はコロナ禍のため、それぞれ1回、2回の開催となった。小学校の授業を町内の保幼小の教職員が参観し、意見交換を行い「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」をもとに共通理解を深めている。 ・各小学校が特色を活かし、幼稚園児が児童とふれあう「幼保小交流会」を実施している。 ・「令和6年度小学校入学予定児童に係る連絡会」を実施した。町内の小学校に進学する幼児施設6施設が参加し、進学先小学校へ申し送りを行い小学校への円滑な接続を図ることができた。 	
評価	A	

基本目標2 1-(2)-5	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の実施	すこやか子育て課
実績と課題	・町内6施設にて、放課後等に保護者が就労等で昼間留守となっている家庭の小学生をお預かりしている。	
評価	A	

基本目標2 1-(2)-6	放課後子ども教室の実施	教育文化振興課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・金杉小学校の小1から小6までの児童29名が登録し、月曜日と木曜日の放課後に教室を開催した。 ・教室開催日数60日。参加児童の延べ人数は1,271人であった。 ・教室では学習活動として宿題を毎回行い、ほかに体験活動としてドッジビーを行った。また、地域の指導者によるスナッグゴルフ体験、木工教室、たき火体験などを行った。 ・学童クラブとの一体型の取組も行い、両教室の児童と一緒に活動し、交流を深めた。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・指導員が不足しており、人材の確保が課題となっている。 	
評価	A	

(3) 児童の健全育成

基本目標2 1-(3)-1	文化のまちづくり事業の支援	教育文化振興課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度、「文化のまちづくり事業」である「ミニまつぶし」を、5年ぶりに通常的方式で実施した。参加人数は902人であった。 ・また、新規事業としてジャンボかるた大会「GET THE ジャンボ」や「文化の仲間づくり研修会」を開催した。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・ミニまつぶしは多くのこどもが参加するため、見守りをする大人のボランティアが必要であるが、年々高齢化していることから、若い世代のボランティアスタッフの確保が重要である。 	
評価	A	

基本目標2 1-(3)-2	公民館を利用した講座の継続	教育文化振興課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもを対象とした講座として、中央公民館においては「子ども陶芸教室」、「ジュニアクッキング」を開催した。多世代交流学習館においては、毎月第2・第4土曜日に実施している「作って遊ぼう」や「切り株でジオラマスタンドを作ろう」などを開催した。物作り体験の事業は、物作りの大切さ、道具の使い方を学ぶよい機会となっている。 ・また、中央公民館において映画館デビュー前の幼児と親子を対象とした「夏休みファミリー映画会」を開催した。 ・令和5年度は、2館合計、25事業59回延べ681人が参加している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・親の用事やこどもの習い事などで、参加するこどもが減っている。 	
評価	A	

基本目標2 1-(3)-3	図書室のおはなし会の継続	教育文化振興課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第2・第4土曜日に多世代交流学習館で実施している「おはなしランド」は、読み聞かせのほかに手遊びなども行っている。 本の選定は、「おはなしランドボランティア」が行っている。 令和5年度は、20回開催し、延べ81人が参加している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせボランティアが不足しており、人材の確保が課題となっている。 ・土日に実施しているが親の用事やこどもの習い事などで、参加することも減っており、開催できないこともある。 	
評価	A	

基本目標2 1-(3)-4	世代間交流の充実	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の高齢者施設で実施されているふれあいデイサービス等において、園児が通所者との交流をしている。 	
評価	A	

基本目標2 1-(3)-5	児童館運営の充実	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館「ちびっ子らんど」において、こども自身の発見と創造、仲間づくりができるよう、様々な行事や教室を開催している。 ・子育て支援事業：すくすくクラス等15事業、 教室・講座・イベント関係事業：工作教室51事業等、サークル・ボランティア活動事業等：ひまわりグループ等8団体。 〈課題子〉 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の創造力をより楽しみながら高められるような事業が必要である。 	
評価	A	

基本目標2 1-(3)-6	生徒指導連絡協議会の開催	教育総務課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・吉川警察署管内学校警察連絡協議会(三郷市、吉川市、松伏町の2市1町の合同)を輪番で年2回開催した。その中で、児童生徒のいじめや非行を防止する研修会を行ったり、非行防止に関する標語の募集を行ったりしている。 また、その会の中で、松伏町内6校(小学校、中学校、高等学校)で情報交換も行っている。 	
評価	A	

基本目標2 1-(3)-7	青少年健全育成協議会の運営	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 令和2～4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 令和5年度は中央公民館空調改修のため社会を明るくする町民の集いは中止したが、青少年善行者や作文・標語の優秀賞の表彰式は実施した。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> 実施内容・方法を検討していく。 	
評価	B	

2 職業生活と家庭生活の両立の推進

(1) 仕事と子育ての両立の推進

基本目標2 2-(1)-1	仕事と子育ての両立の推進	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 保育所（園）、認定こども園での延長保育、保育所（園）での一時保育、幼稚園での預かり保育、学童クラブでの小学生の預かり等を実施し、保護者の就労支援を行っている。 	
評価	A	

基本目標2 2-(1)-2	父親参加の促進	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 父親の子育てへの参加を促すため、「ハローベビー教室（両親学級）」の一部を土曜日に開催している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出時に母親学級の受講を勧める際に、父の参加も促した。参加者を増やすための一層の工夫が必要である。 	
評価	A	

(2) 多様な働き方の実現

基本目標2 2-(2)-1	男女共同参画の推進	企画財政課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 松伏町男女共同参画基本計画（まつぶしコミュニケーションプラン第5版）に基づき、男女共同参画社会実現に向けた施策に取り組んでいる。 「松伏町男女共同参画情報誌（松伏かがり火通信）」を発行し、20歳を祝う会を始め中学校や公共施設にて配布して啓発活動を行っている。 広報まつぶし11月号に「女性に対する暴力をなくす運動」について掲載し、女性に対する暴力根絶の啓発活動を行っている。 	
評価	A	

3 支援を必要とする児童等へのきめ細かな対応

(1) 児童虐待防止対策の充実

基本目標2 3-(1)-1	要保護児童対策地域協議会の運営	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童について随時期でケース会議を開催している。また、実務者会議を年4回、代表者会議を年1回開催し、関係機関と連携しながら虐待防止に向け取り組むことができた。 	
評価	A	

基本目標2 3-(1)-2	虐待の早期発見と予防	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談、健康診査、訪問指導などを通して児童虐待の早期発見・予防に努めている。 関係機関との連携を図っている。 <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 解決が難しい困難ケースが増加しており、各機関との密な連携が必要である。 	
評価	A	

基本目標2 3-(1)-3	虐待などに関する相談体制の充実	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 町すこやか子育て課で相談に応じ、児童保護の可能性がある場合は児童相談所と共同で対応している。平成30年度に決定された児童虐待防止体制総合強化プランにおいて令和4年度までに全ての市区町村に「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を設置することとされたことを受け、「松伏町子ども家庭総合支援拠点」を令和4年から運営開始。相談体制を構築できた。 	
評価	A	

基本目標2 3-(1)-4	女性相談の充実	企画財政課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の約7割が、夫の「モラル・ハラスメント」による離婚の相談。「モラル・ハラスメント」とは、言葉や態度で嫌がらせをしたり、圧力をかけたりする精神的DVのこと。 <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 多種多様な相談が寄せられることから、関係課と情報を共有し、一人ひとり寄り添った支援が必要である。 	
評価	A	

(2) ひとり親家庭の自立支援

基本目標2 3-(2)-1	ひとり親家庭等への医療費の助成	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年1月診療分より県内現物給付開始。 令和6年1月診療分より自己負担金廃止。 令和6年4月診療分よりこども医療費が18歳年度末までに拡大したことに伴い、所得超過によりひとり親医療費を受給することができなかった母子及び父子の子が医療費を受給することができるようになった。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> 県内の現物給付の周知と促進が必要である。 	
評価	A	

基本目標2 3-(2)-2	母子(父子)寡婦福祉資金貸付制度等の周知	すこやか子育て課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県の実業。町では、制度周知及び相談があった際に埼玉県担当者への仲介を行っている。令和6年8月、埼玉県東部福祉事務所の出張相談会を実施。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> 寡婦福祉資金貸付制度の周知のために継続した相談会の開催が必要である。 	
評価	A	

(3) 障がい児支援施策の充実

基本目標2 3-(3)-1	健診などによる早期発見・支援	保健センター
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健康診査などを総合的に判断し、必要に応じて二次健診、発育発達相談などのフォローの場を提供するほか、医療機関などの紹介やサービスの情報提供等を行い、その後の状況について確認している。 健康診査後にはカンファレンスを開催し、多面的な検討を実施している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> 発達の遅れを受け入れられない保護者への支援。また、療育先の情報が不足している。 	
評価	A	

基本目標2 3-(3)-2	補装具費支給	いきいき福祉課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 補装具の購入費及び修理費の支給を行い、日常生活を送るうえで必要な移動等の確保及び福祉の増進を図っている。 	
評価	A	

基本目標2 3-(3)-3	日常生活用具給付	いきいき福祉課
実績と課題	・日常生活用具の給付を行うことにより福祉の増進を図っている。	
評価	A	

基本目標2 3-(3)-4	短期入所事業（ショートステイ）	いきいき福祉課
実績と課題	・障がい児を介護していた者の緊急時に、短期入所を提供する支援を行っている。 ・短期入所を利用することで、日常生活における介護負担の軽減を図っている。	
評価	A	

基本目標2 3-(3)-5	障がい児保育の支援	すこやか子育て課
実績と課題	・障がい児を預かり、職員を加配する私立保育所等に、補助金を交付し支援している。	
評価	A	

基本目標2 3-(3)-6	在宅重度心身障害者手当の支給	いきいき福祉課
実績と課題	・毎年度7月、11月、3月に支給することにより、経済的、精神的負担の軽減を図っている。	
評価	A	

基本目標2 3-(3)-7	重度心身障がい者医療費助成	いきいき福祉課
実績と課題	・重度の心身障がい児が受診した医療費の一部負担金の助成を行い、重度の心身障がい児の福祉の増進を図るとともに、経済的、精神的負担の軽減を図っている。	
評価	A	

基本目標2 3-(3)-8	障がい児通所支援の充実	いきいき福祉課
実績と課題	・児童発達支援、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援の提供を行い、生活能力の向上や地域社会との交流促進等を図っている。	
評価	A	

基本目標2 3-(3)-9	障がい児相談支援の充実	いきいき福祉課
実績と課題	・ 障害児相談支援の提供を行い、相談支援事業者による障害児支援利用計画作成を行っている。また、障がい児の保護者の相談に応じて、必要な情報提供や福祉サービスを利用するための支援を行っている。	
評価	A	

基本目標2 3-(3)-10	移動支援	いきいき福祉課
実績と課題	・ 障がい児への移動支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促している。	
評価	A	

基本目標2 3-(3)-11	日中一時支援	いきいき福祉課
実績と課題	・ 障がい児の日中における活動の場を提供することにより、家族への福祉の増進を図っている。	
評価	A	

基本目標3 みんながこどもをつつむまち

1 安全・安心な生活環境の整備

(1) 安全・安心な社会基盤の整備

基本目標3 1-(1)-1	通学路などの道路環境整備	総務課 まちづくり整備課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 通学路の安全確保のため、交差点に車止めの支柱を設置した（令和2年度完了、県道14か所、町道5箇所）。 大川戸地区（町道3号線）の通学路整備のため、歩道整備（道路拡幅）工事を令和3年度から令和5年度にかけて実施した。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> 松伏第二歩道橋を老朽化のため通行止めとし、撤去することとした。そのため、代替の通学路の安全対策（カーブミラー設置、路面標示、バス停の移動）を実施した。令和6年度中に松伏第二歩道橋を撤去するとともに、今後は、交差点改良と信号機の設置を目標として取り組んでいく必要がある。 	
評価	A	

基本目標3 1-(1)-2	安心して使える公園の確保	新市街地整備課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に都市公園11施設の照明灯のLED化を行い、3つの公園で遊具の更新を行った。 年1回の遊具点検をはじめ、定期的な公園パトロールを実施し、安全で衛生的な公園管理を行っている。 公園の清掃等の作業については、一部地元の町民が担っているほか、必要に応じて町で実施している。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> 雑草繁茂期の適時処理、大きく成長した樹木の剪定 既存の遊具を更新するだけでなく、公園の利用状況及び周辺環境を考慮し、公園の再編成について検討する必要がある。 	
評価	A	

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

基本目標3 1-(2)-1	ユニバーサルデザインの普及推進	新市街地整備課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> 園内の注意喚起看板について、文字を減らし、イラストを用いて、誰にでも分かりやすい看板を製作した。 〈課題〉 <ul style="list-style-type: none"> 今後大幅な予算増加が望めない中で今後の整備進捗に影響がある。 	
評価	A	

基本目標3 1-(2)-2	広報などによる啓発活動	総務課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯意識の高揚を図るため、町のホームページや広報まつぶしなどで防犯対策の情報提供を実施している。 ・特殊詐欺等の被害発生時には、マップメール、X（旧ツイッター）等により被害防止を啓発している。 	
評価	A	

2 こどもの安全の確保

(1) こどもの交通安全を確保するための活動

基本目標3 2-(1)-1	交通安全教室の開催	総務課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設からの要望により適宜開催している。また、各施設に対しても、繰り返し交通安全教育の実施を依頼している。 	
評価	A	

基本目標3 2-(1)-2	チャイルドシート等の啓発	総務課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課窓口にて、チラシ、啓発品の配布をしている。 	
評価	A	

(2) こどもを犯罪などの被害から守るための活動

基本目標3 2-(2)-1	防犯ブザーの配布	教育総務課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県トラック協会からの寄贈を受け、防犯ブザーを各学校の新1年生に配布した。また、防犯ブザーを配布するときには使い方の指導等を行った。 	
評価	A	

基本目標3 2-(2)-2	こどもの防犯教室等の充実	総務課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブ、小学校において防犯教室を行っている。幼児1回、学童クラブ0回、小学校0回実施した。 <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯教室の開催場所と回数を増やし、より充実させる必要がある。 	
評価	A	

基本目標3 2-(2)-3	パトロール活動の推進	教育総務課 教育文化振興課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路等において、埼玉県教育委員会より委嘱を受けたスクールガード・リーダーを中心として、交通指導員や各学校のボランティア、松伏町子ども見守り隊等の方々の協力を得ながら、児童生徒の安全確保に努めている。 ・交通指導員、登下校ボランティア等の人員確保が課題である。 	
評価	A	

基本目標3 2-(2)-4	「子ども110番の家」の指定・活用	教育総務課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日現在、松伏小62、金杉小64、第二小50、計176の個人宅や事業所に子ども110番の家を依頼し指定した。 ・教育委員会では、子ども110番の家の看板を平成28年度に作成し、必要に応じて学校に配布をしている。 	
評価	A	

(3) 被害に遭ったこどもの支援

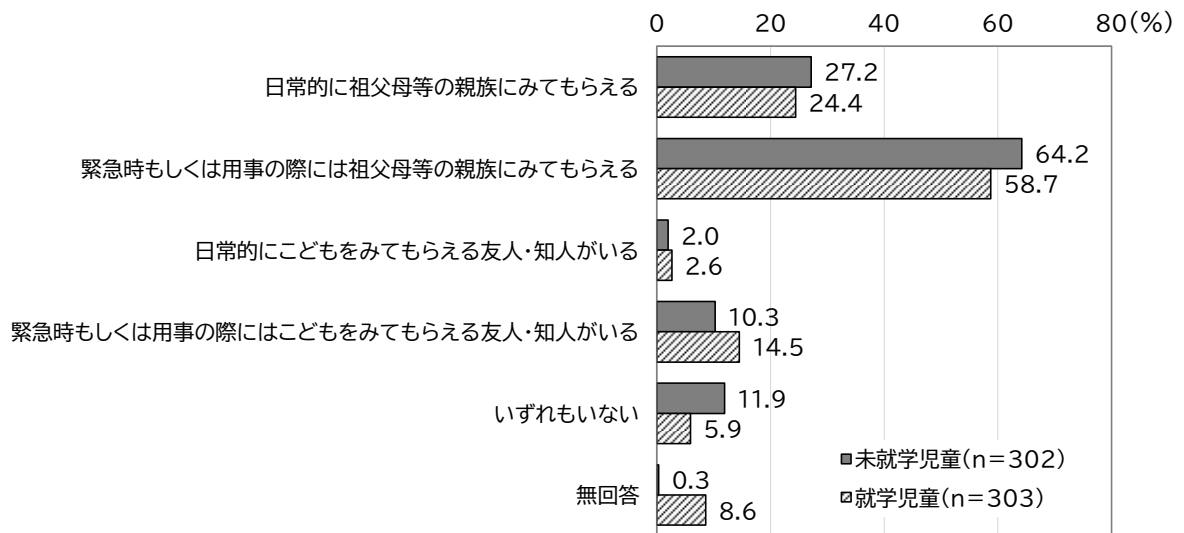
基本目標3 2-(3)-1	被害に遭ったこどものケア	教育総務課
実績と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室に教育相談員と県のスクールソーシャルワーカーを配置している。児童生徒に関する悩みや問題を一緒に考え、相談内容に応じて、カウンセリングや指導助言をした。また、中学校にさわやか相談室を設置し、相談員を配置し、適応指導教室や他機関とも連携しながら児童生徒を支援した。 ・松伏町の小学校・中学校に通うこどもたちが、元気に楽しく、安心して生活できるよう、様々な悩みを相談できる場所となっている。 	
評価	A	

6 アンケート調査（ニーズ調査）結果の概要

(1) 日頃みてもらえる親族・知人の有無（未就学児童・就学児童）

- ・「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は、未就学児童では27.2%、就学児童では24.4%と約4分の1、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が未就学児童では64.2%、就学児童では58.7%と半数以上となっています。
- ・その一方で、「いずれもない」は、未就学児童では11.9%、就学児童では5.9%となっています。

【日頃みてもらえる親族・知人の有無】

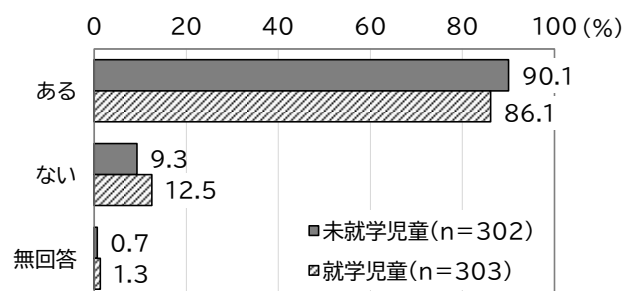


(2) 育児の相談（未就学児童・就学児童）

① 気軽に相談できる先の有無（未就学児童・就学児童）

- ・気軽に相談できる先が「ある」のは、未就学児童では90.1%、就学児童では86.1%となっており、ともに高い割合を占めています。

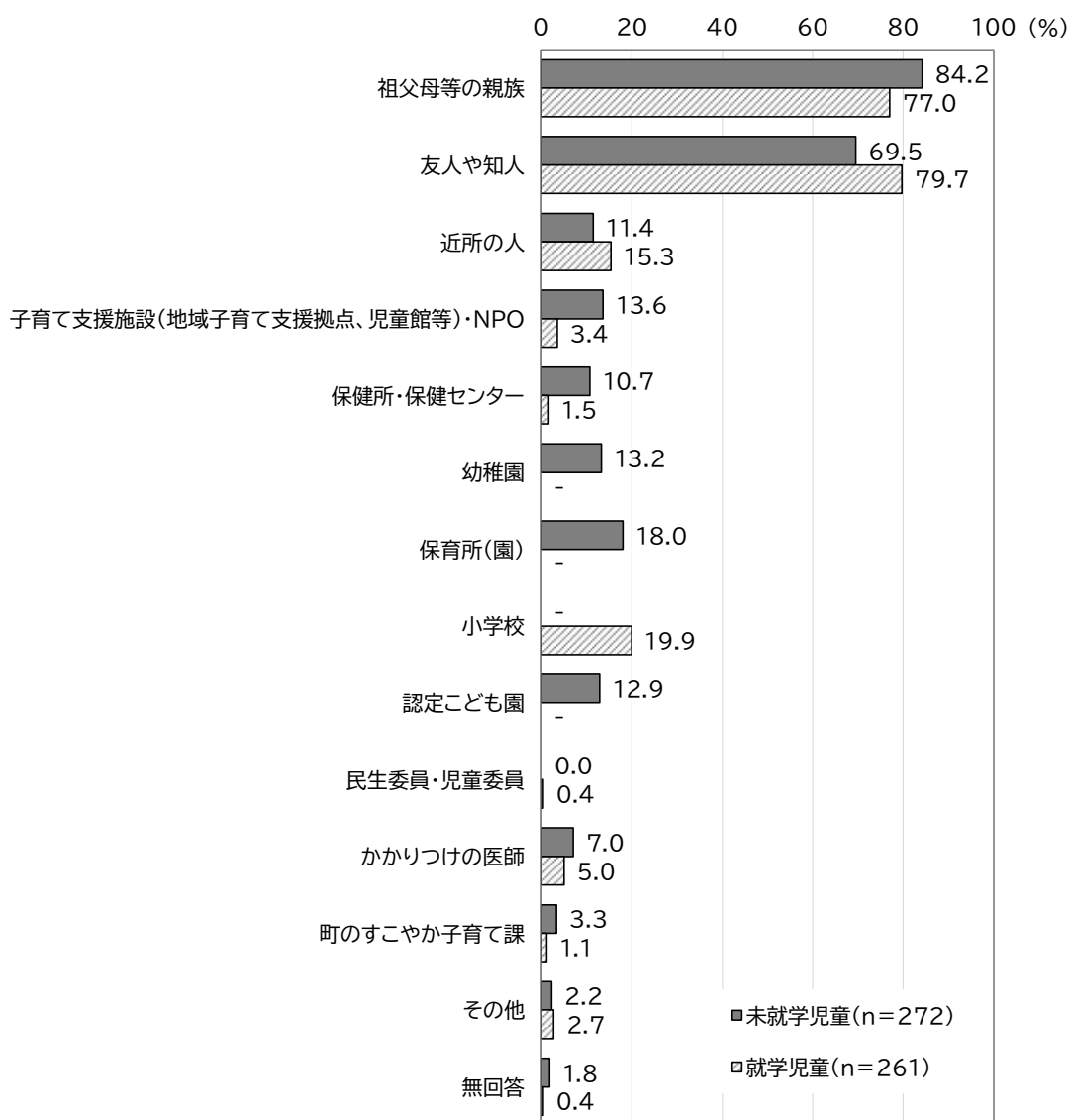
【気軽に相談できる先の有無】



② 気軽に相談できる先（未就学児童・就学児童）

- ・未就学児童、就学児童ともに「祖父母等の親族」や「友人や知人」が多く、いずれも7割～8割程度になっています。就学児童にみられるように、こどもの年齢が上がると、「祖父母等の親族」よりも「友人や知人」が多くなったり、「近所の人」が未就学児童よりも多くなるなど、血縁よりも地縁による関係の相談先が多くなっています。
- ・また、未就学児童では「幼稚園」、「保育所（園）」、「認定こども園」、就学児童では「小学校」など、こどもが通う教育施設・保育施設が相談先としてあげられています。

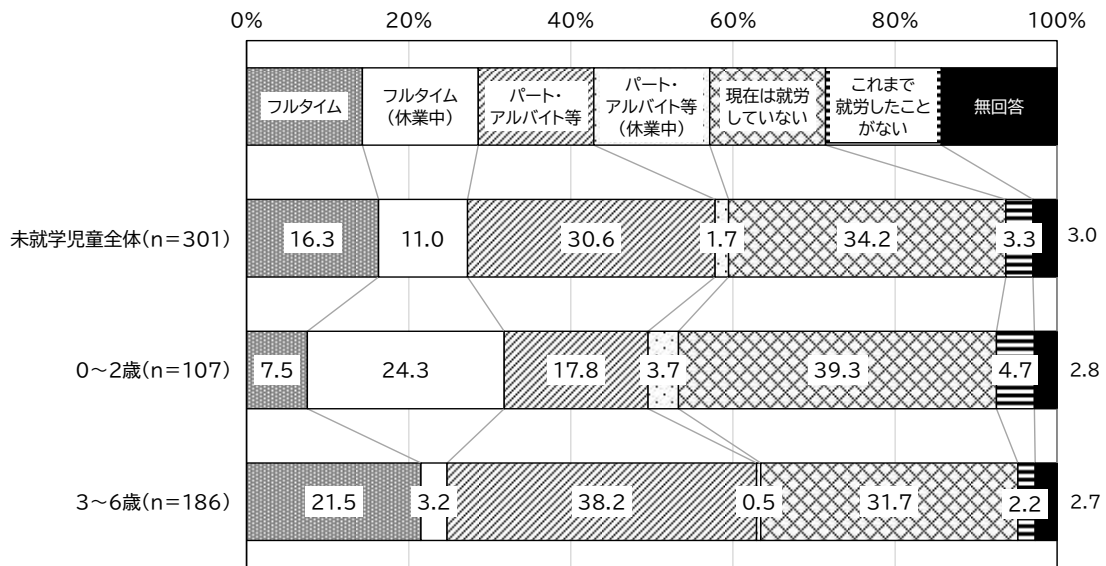
【気軽に相談できる先】



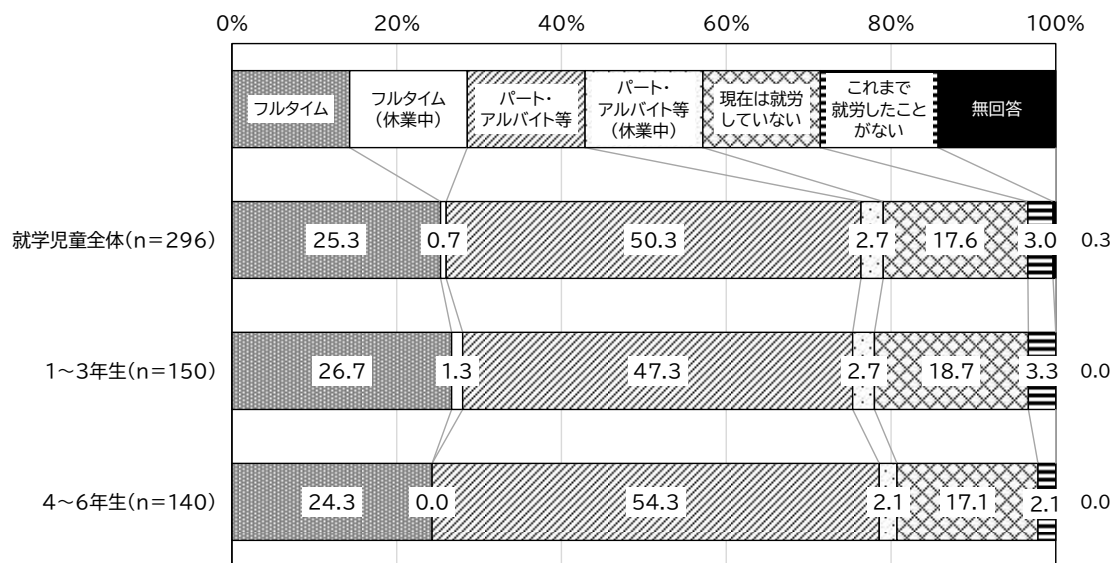
(3) 母親の就労状況（未就学児童・就学児童）

- ・未就学児童全体では、「現在は就労していない」が最も多く、34.2%を占めています。特に、0～2歳では39.3%と約4割が「現在は就労していない」と回答しています。
- ・未就学児童全体では、「フルタイム」は休業中を含めて27.3%、「パート・アルバイト等」は休業中も含めて32.3%で、全体の59.6%が就労しています。
- ・就学児童全体では、「フルタイム」は休業中を含めて26.0%、「パート・アルバイト等」は休業中も含めて53.0%で、全体の79.0%が就労しています。
- ・未就学児童、就学児童を通してみると、休業中を含めた「フルタイム」の割合はどの年齢層でも約2割を占めており、こどもの年齢による違いはさほどみられません。一方、「パート・アルバイト等」（休業中を含む）は、0～2歳で21.5%、3～6歳で38.7%、就学児童では1～3年生で50.0%、4～6年で56.4%と、こどもの年齢が高くなるにしたがって割合が高くなる傾向がみられます。

【母親の就労状況（未就学児童）】



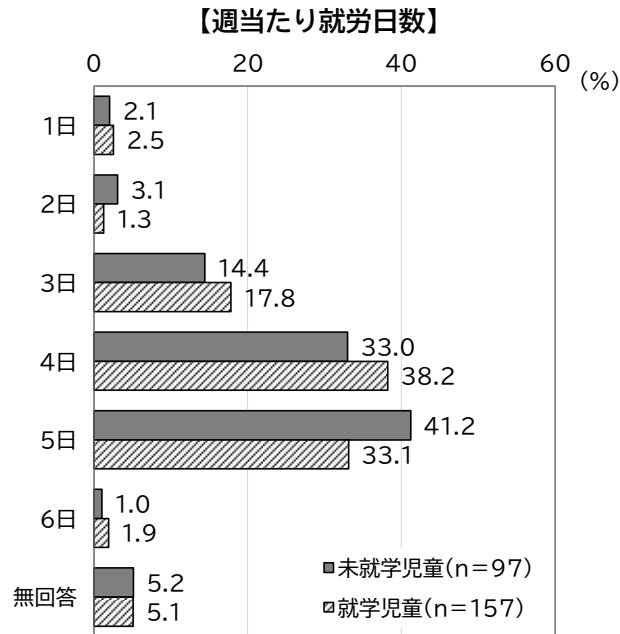
【母親の就労状況（就学児童）】



(4) 母親がパート・アルバイト等の場合の就労状況（未就学児童・就学児童）

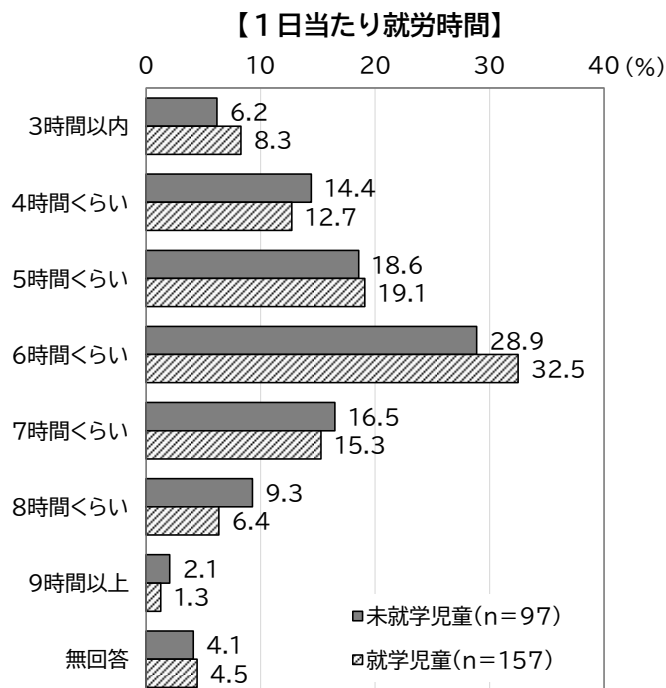
① 週当たり就労日数

- ・未就学児童では、「5日」が41.2%で最も多く、「4日」が33.0%となっています。
- ・就学児童では、「4日」が38.2%で最も多く、「5日」が33.1%となっています。



② 1日当たり就労時間

- ・未就学児童では、「6時間」が28.9%で最も多く、「5時間」が18.6%となっています。
- ・就学児童では、「6時間」が32.5%で最も多く、「5時間」が19.1%となっています。

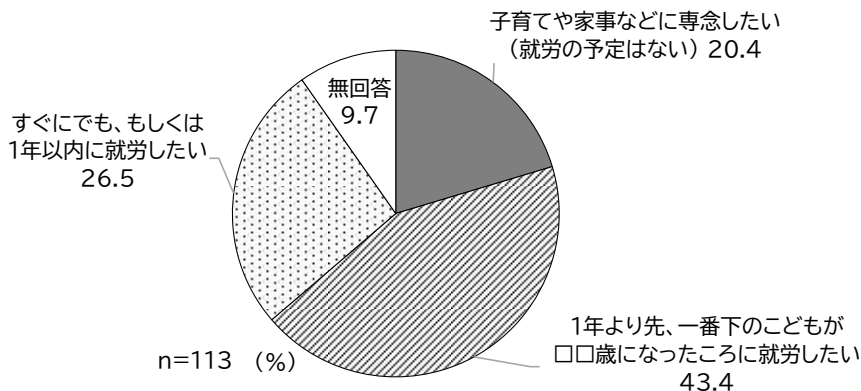


(5) 母親が就労していない場合の就労希望（未就学児童）

① 今後の希望

・「これまで就労したことがない」あるいは「現在就労していない」母親のうち26.5%には1年以内の就労希望があり、1年より先の就労を希望する場合を含めて69.9%には将来的な就労の意向があります。

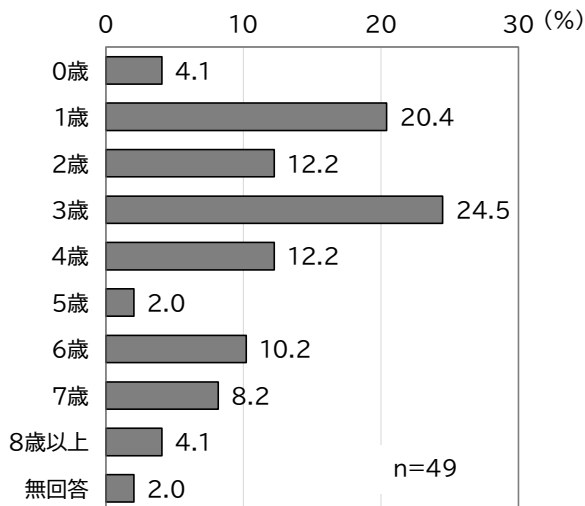
【今後の就労希望（就労していない場合）】



② 1年より先の就労を希望する場合の一番下のこどもの年齢

・「3歳」（24.5%）と「1歳」（20.4%）が上位を占めています。
 ・小学校入学後となる「7歳」は8.2%となっています。

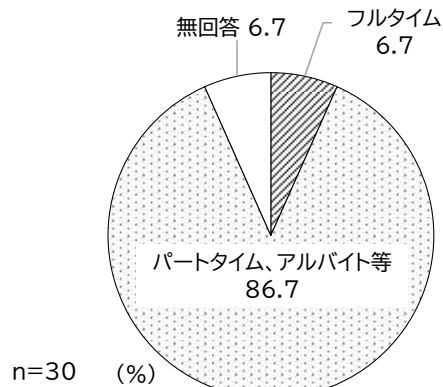
【一番下のこどもの年齢】



③ すぐにでも、もしくは1年以内の就労を希望する場合の就労形態

・すぐにでも、もしくは1年以内の就労を希望しているのは30人で、そのうち「パートタイム、アルバイト等」を希望するのは86.7%、「フルタイム」を希望するのは6.7%となっています。

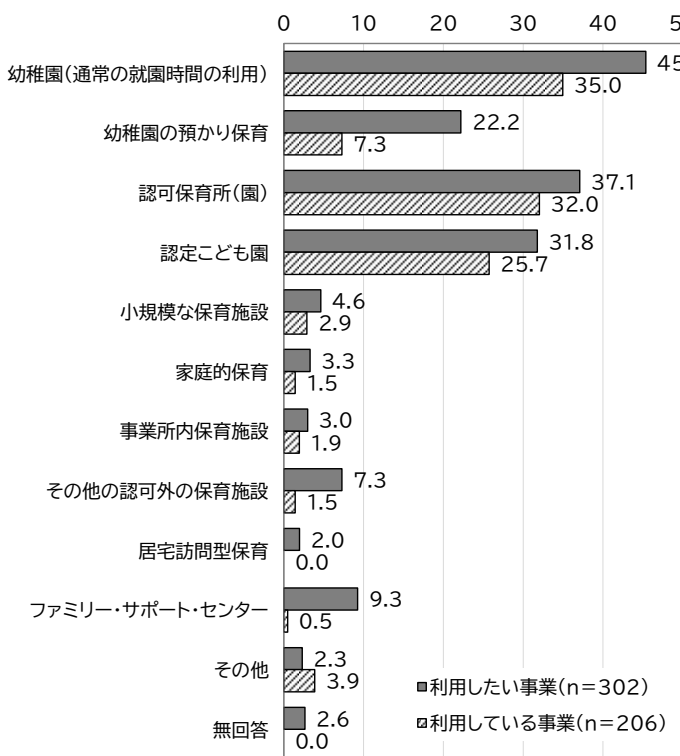
【希望する就労形態】



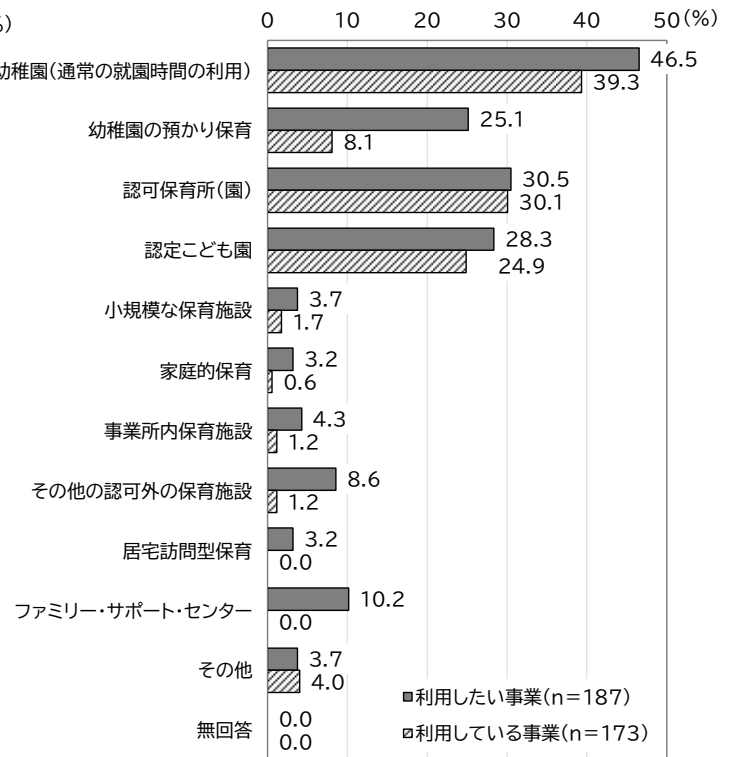
(6) 利用したい教育・保育事業と現在の利用率（未就学児童）

- ・利用したい事業は「幼稚園」が45.4%で最も多く、次いで「認可保育所（園）」が37.1%、「認定こども園」が31.8%となっています。
- ・こどもの年齢3歳以上では、利用したい事業は「幼稚園」が46.5%、次いで「認可保育所（園）」が30.5%、「認定こども園」が28.3%となっています。
- ・こどもの年齢3歳以上で現在の利用率と利用希望の差が大きいのは「幼稚園の預かり保育」で、利用率8.1%に対し利用希望率25.1%と17.0ポイントの差があります。次いで差が大きいのは「ファミリー・サポート・センター」の10.2ポイントで、利用希望があるにもかかわらず、現在の利用率は0.0%となっています。

【利用したい事業と現在の利用率（複数回答）】



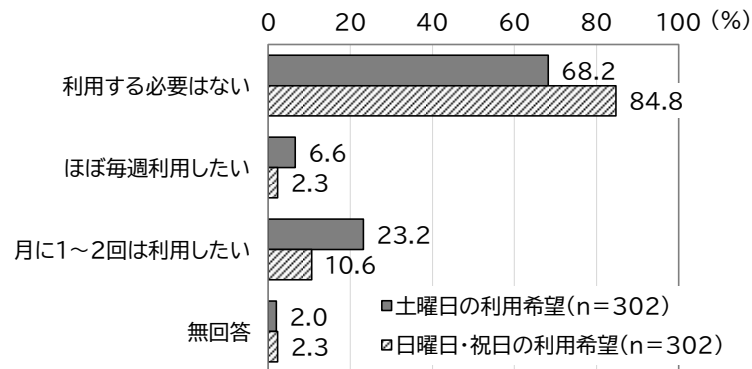
【利用したい事業と現在の利用率（3歳以上・複数回答）】



(7) 土曜日・休日の教育・保育事業の利用希望（未就学児童）

- ・土曜日は68.2%、日曜日・祝日は84.8%が「利用する必要はない」と感じています。
- ・一方、利用希望がある人についてみると、土曜日は「月に1～2回は利用したい」が23.2%、「ほぼ毎週利用したい」は6.6%となっています。日曜日・祝日は「月に1～2回は利用したい」が10.6%、「ほぼ毎週利用したい」は2.3%となっています。

【土曜・休日の教育・保育事業の利用希望】

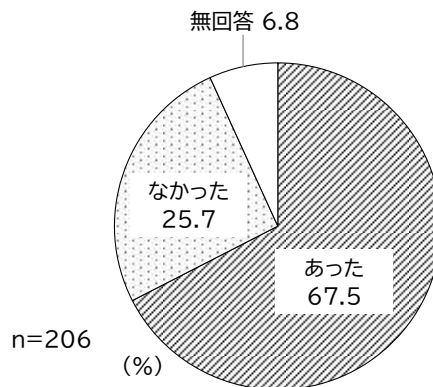


(8) 病児保育（未就学児童）

① こどもが病気やケガで幼稚園や保育所（園）を休んだこと（過去1年間）

- ・幼稚園、保育所（園）、認定こども園などを利用している人のうち、過去1年間にこどもが病気やケガで幼稚園や保育所（園）を休んだことが「あった」のは67.5%となっています。

【こどもが病気やケガで幼稚園や保育所（園）を休んだこと（過去1年間）】



② こどもが休んだ時の対処方法（過去1年間）

・過去1年間にこどもが病気やケガで幼稚園や保育所（園）を休んだことがある人を対象にその時の対処方法をたずねたところ、「母親が休んだ」が81.3%で最も多く、次いで「父親が休んだ」が30.9%、「親族・知人にこどもをみてもらった」が28.8%となっています。

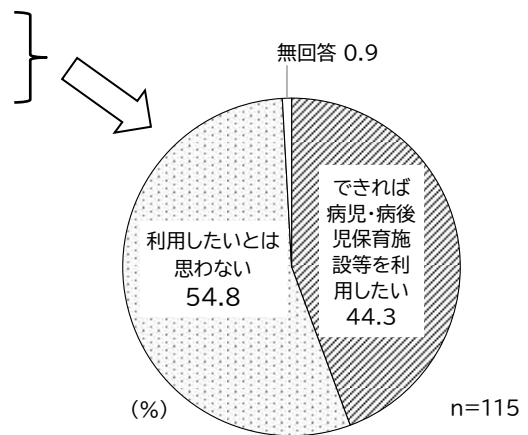
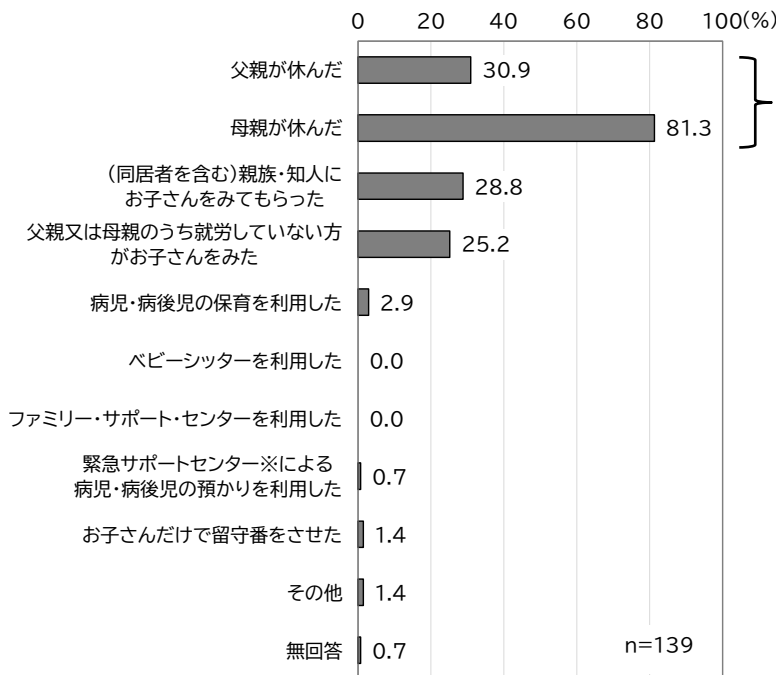
③ 病児・病後児保育施設等の利用希望

・こどもが病気やケガで幼稚園や保育所（園）を休んだ時に父親か母親が休んで対処した人にたずねたところ、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が44.3%、「利用したいと思わない」が54.8%となっています。

・自由意見では、病児・病後児の施設が少ない、町内に欲しい、といった意見があげられています。

【こどもが休んだ時の対処方法（複数回答）】

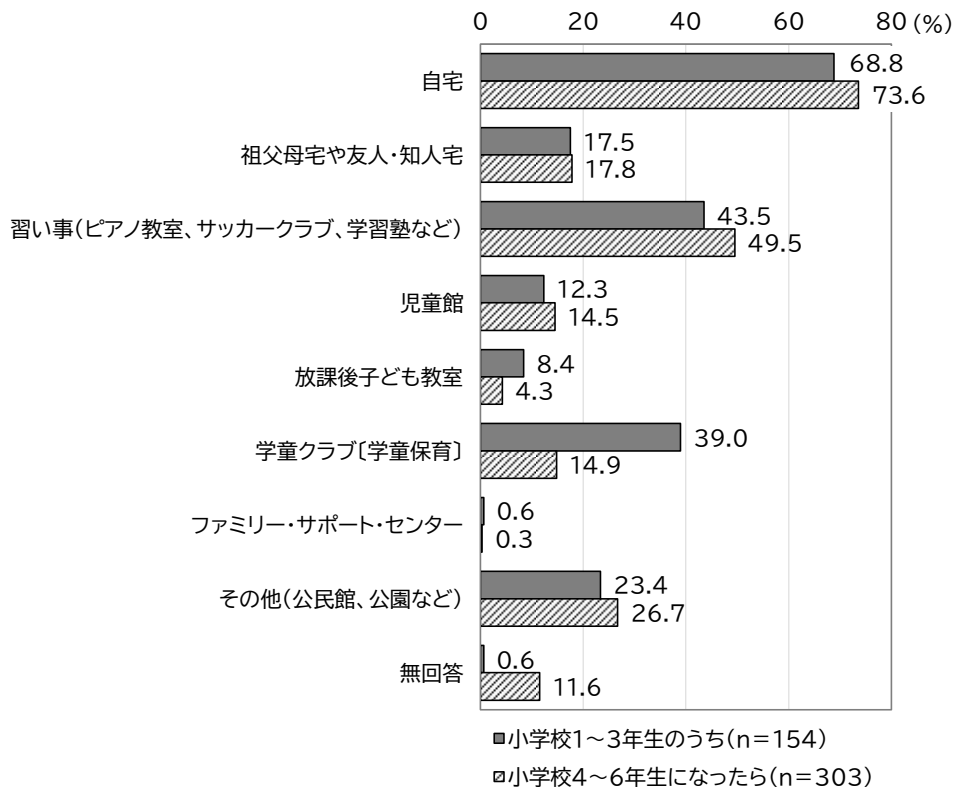
【病児・病後児保育の利用希望】



(9) 放課後の過ごし方 (就学児童)

- ・現在の放課後の過ごし方と今後の放課後の過ごし方の希望は、小学校低学年 (1～3年生)、小学校高学年 (4～6年生) とともに「自宅」が68.8%、73.3%で最も多く、次いで「習い事」が43.5%、49.5%となっています。
- ・小学校低学年 (1～3年生) で「学童クラブ (学童保育)」が39.0%で、小学校高学年 (4～6年生) の14.9%と比較して差が大きくなっています。

【現在と今後の放課後の過ごし方 (複数回答)】



7 アンケートから見えるこども・子育て支援の問題点

(1) 地域支え合いの環境づくり

- ・松伏町の世帯数は、ここ数年は年々増加を続けていますが、1世帯当たり人員は年々減少しており、平成31年の2.47人から令和6年には2.28人となっています。
- ・令和2年の国勢調査によると、松伏町の核家族世帯は全世帯の66.8%を占めています。核家族世帯の中でもこどもがいる世帯の割合は、夫婦とこどもの世帯が33.2%、ひとり親とこどもの世帯は11.2%となっています。
- ・日頃こどもをみてもらえる親族・知人として、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は27.2%（未就学児童）、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が64.2%（未就学児童）であるなど、子育てを支援する存在として親族が大きな位置づけを占めています。
- ・一方で、「日頃みてもらえる親族・知人はいない」が11.9%（未就学児童）など、子育ての支援がどこからも得られない家庭もあり、これらの家庭を積極的に支援する仕組みが必要です。

(2) 働く母親とそのこどもへの支援

- ・松伏町の有配偶女性の年齢階層別労働力率の推移をみると、令和2年の労働力率は、35歳～39歳と45～49歳を除いて、平成22年と平成27年を上回っています。40歳以上55歳未満の労働力率は平成22年、平成27年、令和2年でさほど変化はありませんが、その年齢階層で労働力率が高くなる傾向が続いています。
- ・未就学児童保護者（母親）では、「フルタイム」は休業中を含めて27.3%、「パート・アルバイト等」は休業中も含めて32.3%で、全体の59.6%が就労しています。就学児童保護者（母親）では、「フルタイム」は休業中を含めて26.0%、「パート・アルバイト等」は休業中も含めて53.0%で、全体の79.0%が就労しています。
- ・未就学児童保護者で就労していない母親のうち、69.9%には将来的な就労意向があります。前回調査時には71.7%であったので、実際の就労率に加えて就労意向も高い状態が続いています。

(3) 保育時間の長時間化と終了時間の延長に対するニーズへの対応（未就学児童保護者）

- ・定期的な教育・保育事業の1日当たりの利用時間について。
 (現状) 8時間以内：70.9%、それ以上：26.3%
 (希望) 8時間以内：57.4%、それ以上：24.7%

- ・開始時間が8時より早い利用について。
(現状) 8.3% (希望) 15.0%
- ・終了時間が17時を超える利用について。
(現状) 27.2% (希望) 36.4%

(4) 土曜日・休日、幼稚園の長期休暇中の保育ニーズへの対応（未就学児童保護者）

- ・土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望について。
(ほぼ毎週) 6.6% (月に1~2回) 23.2%
- ・日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望について。
(ほぼ毎週) 2.3% (月に1~2回) 10.6%
- ・幼稚園、認定こども園の利用者のうち、長期休暇中の利用希望について。
(ほぼ毎日) 18.8% (週に数日) 17.4%

(5) 病児・病後児保育ニーズへの対応

- ・未就学児童で定期的な教育・保育事業の利用者のうち67.5%がこの1年間で病気やケガのために幼稚園や保育所（園）を休んだと回答しています。また、その時の対処方法については、「母親が休んだ」が81.3%、「父親が休んだ」が30.9%となっており、さらにその内の44.3%が病児・病後児保育の利用を希望しています。

(6) 不定期の教育・保育事業（一時預かり等）のニーズへの対応

- ・日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業については、「幼稚園、認定こども園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）」が7.3%となっています。
- ・お子さんを預ける場合、望ましい事業形態については、「大規模施設でお子さんを預かる事業（例：幼稚園、保育所（園）、認定こども園等）」78.9%、「小規模施設でお子さんを預かる事業」42.2%、「地域住民等が子育て家庭等近くの場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等）」30.3%となっています。

(7) 職場における子育て両立支援の促進

- ・こどもが生まれた時の育児休業の取得については、母親の場合、「働いていなかった」45.7%、「取得した（取得中である）」34.4%、「取得していない」17.5%、父親の場合、「働いていなかった」0.3%、「取得した（取得中である）」6.6%、「取得していない」54.6%となっています。
- ・「取得していない理由」では、母親、父親ともに、職場の制度や雰囲気の影響している

回答に着目すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が、母親30.2%、父親30.3%となっています。

- ・「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」という回答は、母親11.3%、父親12.7%と1割を超えています。

(8) 就学児童の放課後における居場所の確保

- ・5歳以上の未就学児童を持つ保護者のうち、低学年（1～3年生）は37.6%、高学年（4～6年生）は16.5%が学童クラブの利用を希望しています。また、利用を希望する学年は、「小学3年生まで」が31.0%、「小学4年生まで」が23.8%と上位を占めています。
- ・夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の学童クラブの利用希望については、「低学年（1～3年生）の間は利用したい」が47.6%と約半数となっています。

(9) 児童虐待の発生を未然に防ぐ体制の整備

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）について、「知っている」は、74.8%、「知らない」は、23.8%となっています。
- ・児童虐待を発見した場合の通報先について、「知っている」は55.6%、「知らない」は43.4%となっています。
- ・ご家庭で虐待の心配があったら相談できる機関について、「知っている」は52.3%、「知らない」は46.0%となっています。
- ・児童虐待相談件数は令和元年度43件、2年度69件、3年度47件、4年度79件、5年度は55件と増加しています。
- ・近年の児童虐待相談件数の急激な増加は、関係機関との連携や地域住民との協力関係の強化により、心配なことがあればすぐに連絡して情報共有する体制ができてきたことによるところが大きいです。
- ・こうした状況から、虐待が疑われるケースの把握は十分にできていると思われていますが、解決が困難なケースも増加してきており、現体制での対応が難しくなっています。
- ・児童虐待になる前の段階で適切な対応をとることにより、児童虐待を未然に防ぐ体制の構築に積極的に取り組む必要があります。
- ・「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、こども家庭センターにおいて、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制の強化を図ります。

(10) 子育てしやすい安全・安心なまちづくりの推進

- ・ニーズ調査の自由意見では、こどもや子育てに関連する公共施設整備や、まちづくりの充実に関する意見も多いです。
- ・公園の整備に関する要望は、未就学児童保護者、就学児童保護者ともに多いですが、特に未就学児童保護者からの要望が多いです。設備の充実に関しては、遊具の充実や新調があがっています。
- ・病児保育ができる施設や医療機関の充実に関する要望も多いです。
- ・給食費の無償化を要望する意見が多いです。

第3章 こども・子育て支援の基本的な計画

1 計画の基本理念

本町は、「松伏町第6次総合振興計画」（2024年度～2033年度）で、

『 **みんなの笑顔未来へつなぐ 緑あふれるまち まつぶし** 』

を将来像として掲げています。

「みんなの笑顔未来へつなぐ」には、人と人が世代や分野を超えてつながることで、みんなが生きがいを持ち、笑顔で暮らす、活気・にぎわいのあるまちを次世代へつないでいくという意味が込められています。

「緑あふれるまち まつぶし」には、次の世代にも引き継いでいきたい、松伏町の豊かな自然と、松伏町に住む実感としての豊かさの意味が込められています。

第6次総合振興計画のまちづくりの目標（主要施策）の大綱1は子育て・教育の施策です。

「 **未来を担うこどもたちが健やかに育ち、生きる力をはぐくむまちづくり** 」

を目標に、安心してこどもを産み育てることができるよう、妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期にわたる切れ目のない包括的な支援に取り組めます。

こどもに関する相談支援体制の充実や母子の健康づくりの支援、保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の負担の軽減を図り、子育て世代が安心して育児や教育ができる環境の整備に取り組んでいきます。また、地域で子育てに関する相互支援の輪を広げ、地域住民と行政が協力し合い、子育てを支援する仕組みづくりや、充実したこどもの居場所づくりに努めます。

本計画では、これまでの成果を継承し、引き続き基本理念を

「 **こどもいきいき 家族にこにこ みんなが育つ まちづくり** 」

として、よりきめ細かくニーズに合った保育・子育て支援を実現できるよう、計画を推進していきます。

2 計画の基本目標

本計画では、次の3つの基本目標を掲げ、各施策を推進していきます。

基本目標1	いきいきとこどもが生まれ育つまち（子育て家庭への支援）
-------	-----------------------------

各家庭の子育てに対する悩みや不安が解消され、安心してこどもを産み育てることができるよう、妊娠前から青年期にわたる切れ目のない包括的な支援に取り組むとともに、相談支援体制の充実、母子の健康づくりの支援、保育サービスの充実、子育て家庭の負担の軽減を図ります。

基本目標2	にこにここどもを育てるまち（子育てを支える環境づくり）
-------	-----------------------------

子育て世代が安心して育児や教育ができる環境の整備に取り組んでいきます。
地域で子育てに関する相互支援の輪を広げ、地域住民と行政が協力し合う子育て支援の推進や、充実したこどもの居場所づくりに努めます。

基本目標3	みんながこどもをつつむまち（特色ある学校教育の推進）
-------	----------------------------

こどもたち一人ひとりの個性を尊重し、生きる力を育成するとともに、郷土を誇りに思う心をはぐくみ、地域の特性を活かした特色ある教育や多様な体験機会などを提供します。
安心して学べる教育環境の充実を図る一方、地域との連携により、地域ぐるみでこどもたちを守り育てる学校づくりを推進します。

3 こども・子育て支援の課題と対応の方針

「第2章 こども・子育てを取り巻く現状」から抽出された各課題への対応の方針を以下に列記します。

【課題1】 子育て相談支援体制の充実

【方針】 保育所（園）、幼稚園、認定こども園入園前の親子、ひとり親家庭、共働き等で支援が必要な家庭を重点として、相談、情報提供、交流の場の創出等による気軽に利用できるサポートを地域と連携して充実させます。

【課題2】 保育サービスの充実

【方針】 就業形態の変化などによる保育ニーズの多様化に対応するため、就業前教育・保育環境などをさらに整備しなければいけません。また、延長保育や一時預かり、障がい児保育など多様な保育サービスや幼稚園の預かり保育を充実させます。

【課題3】 病児・病後児保育ニーズへの対応

【方針】 ニーズの動向とこどもの最大限の幸福の実現を勘案しつつ対応します。

【課題4】 子育て世帯・ひとり親世帯への負担軽減

【方針】 児童手当の支給やこども医療費への助成、出産・子育て世帯への給付金の支給などにより経済的な負担を軽減し、こどもの健やかな成長の支援を行う必要があります。また、ひとり親家庭に対して、就労などの相談窓口に関する情報を提供し、経済的自立を促進します。

【課題5】 青少年のための健全な社会環境づくりの推進

【方針】 青少年がふれあいながら健やかに育つことができるよう、スポーツ少年団などの青少年の活動を支援する必要があります。また、飲酒や喫煙、薬物乱用の防止など、警察などの関係機関と連携し、地域全体で青少年を見守り、犯罪防止活動を促進します。

【課題6】 地域の実情や課題に応じた少子化対策

【方針】 結婚を望む未婚の男女の希望をかなえるため、出会いをサポートする必要があります。また、結婚を機に、本町で新生活を始める若い世代を対象に、住居費や引っ越し費用などの負担軽減策を検討します。

【課題7】 教育環境の整備と充実

【方針】 児童生徒一人ひとりの個性を尊重し、障がいや不登校などの多様なニーズに応じた教育を推進する必要があります。また、タブレット端末などのICT機器を活用した個別最適な学びの機会を提供するとともに、困難な状況にある児童生徒一人ひとりの状況に応じて支援します。

【課題8】 就学児童の放課後における居場所の確保

【方針】 「放課後子ども教室」を実施し、学校の空き教室などのこどもたちが安全に過ごせる場所を提供し、学習支援やスポーツ、文化活動など、多様なプログラムを通じてこどもたちの成長を支援します。また、働く親を持つこどもたちのために「学童クラブ」の運営を支援し、専門スタッフが常駐し、宿題のサポートや遊びの提供、友達との交流の促進を図ります。

【課題9】 児童虐待の発生を未然に防ぐ体制の整備

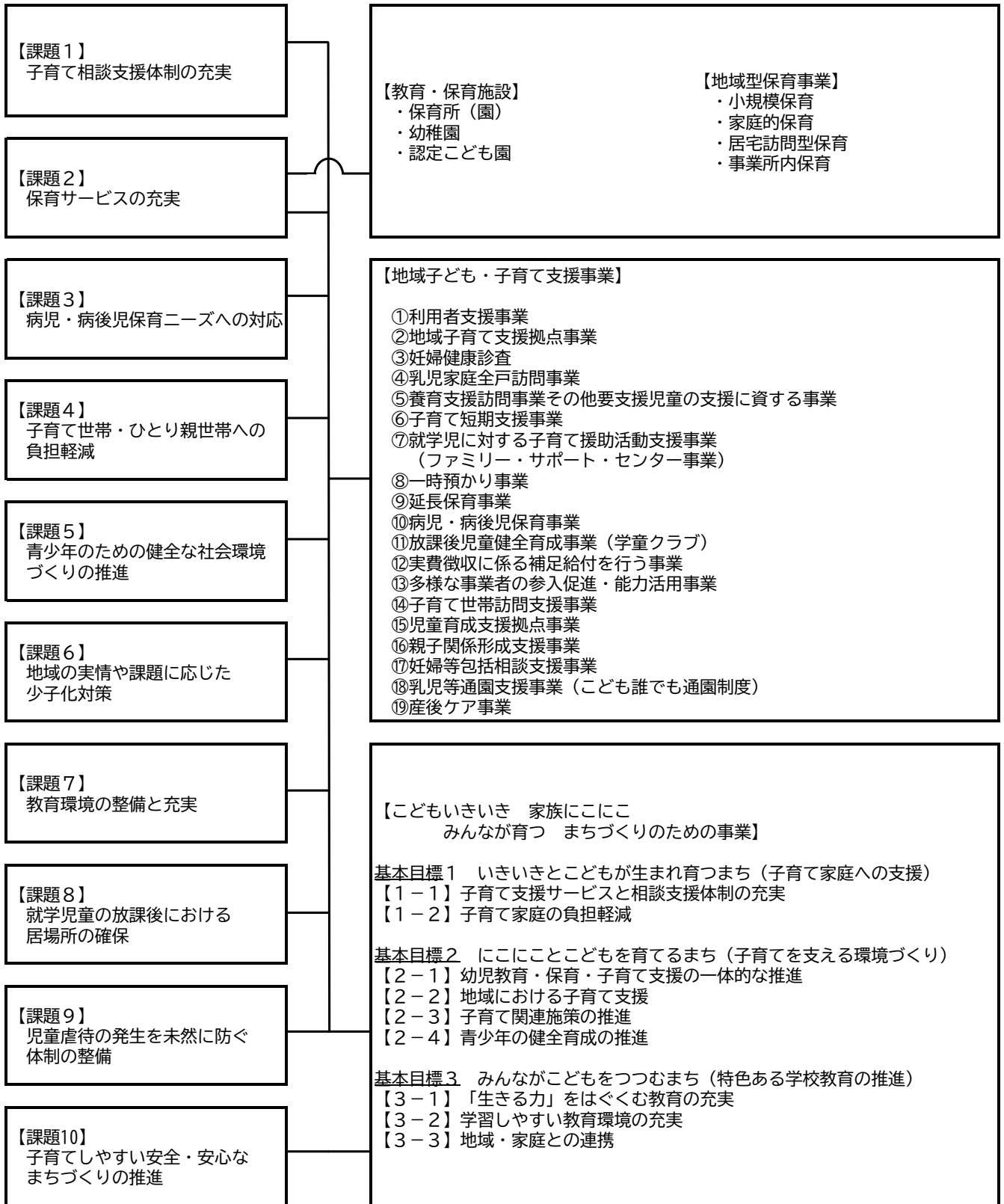
【方針】 定期的な健康診査、訪問指導などを通じて、虐待の兆候を早期に発見する体制を整備するとともに、親子への支援を強化し、育児に関するストレスや悩みを軽減するサポートを提供します。また、児童福祉と母子保健の一体的支援を行うこども家庭センターと関係機関との密な連携により、相談体制の充実を図り、虐待が確認された家庭に対しては、継続的なフォローアップと支援を行い、再発を防ぐための対策を講じます。

【課題10】 子育てしやすい安全・安心なまちづくりの推進

【方針】 教育・保育施設及び保健センター等の整備や定期的な点検・改修を実施するとともに、教職員への研修を充実させ、設備・人材の両面で質の高い教育・保育を提供します。また、道路交通環境の整備を行い、公園・緑地の適正管理に努め、安心して外出ができ、自然豊かな場所で、親子でともに過ごせるまちづくりに取り組みます。

4 こども・子育ての課題と施策の対応

【 こども・子育ての課題と施策の対応 】



第4章 こども・子育て支援施策の体系と具体的な取組

支援施策の体系と具体的な取組は、次のとおりです。

基本理念：『こどもいきいき 家族にこにこ みんなが育つ まちづくり』

基本目標1 いきいきとこどもが生まれ育つまち（子育て家庭への支援）	
(1) 子育て支援サービスと相談支援体制の充実	① 相談支援体制の充実 ② 母子健康づくりの支援 ③ 保育サービスの充実 ④ 学童クラブの充実
(2) 子育て家庭の負担軽減	① 保護者負担の軽減 ② ひとり親家庭への支援
基本目標2 にこにこことこどもを育てるまち（子育てを支える環境づくり）	
(1) 幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進	① 利用者支援と地域連携 ② 事業計画の策定
(2) 地域における子育て支援	① 相互援助活動の推進 ② 地域子育て支援センター事業の充実 ③ 障がい児支援施策の充実
(3) 子育て関連施策の推進	① 困難な状況にあるこどもの支援 ② 地域の実情や課題に応じた少子化対策
(4) 青少年の健全育成の推進	① 青少年活動への支援 ② 社会環境の浄化の促進
基本目標3 みんながこどもをつつむまち（特色ある学校教育の推進）	
(1) 「生きる力」をはぐくむ教育の充実	① 確かな学力の育成 ② 豊かな人間性の育成 ③ 健やかな体の育成 ④ 社会変化に対応した教育の推進 ⑤ 個に応じた教育の推進
(2) 学習しやすい教育環境の充実	① 教育相談体制の充実 ② 教職員の資質・能力の向上 ③ 教育環境の整備と充実 ④ 教育DXの推進
(3) 地域・家庭との連携	① 保育所(園)・認定こども園・幼稚園・小学校連携、小・中学校連携 ② 地域とともにある学校づくりの推進

基本目標 1 いきいきとこどもが生まれ育つまち（子育て家庭への支援）

（1）子育て支援サービスと相談支援体制の充実

① 相談支援体制の充実

本町では2024年(令和6年)4月から、児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有するこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもたちに対する相談支援に取り組んでいます。また、保育所(園)や認定こども園、幼稚園、地域子育て支援センター、児童館など子育てについて相談できる場の充実を図ります。

なお、こども家庭センター事業については、移転建て替え予定の新保健センターで実施します。

事業名	内 容	実施担当部署
妊産婦健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦の悩みや不安などの相談に対し、面接や電話で対応します。 ・母子手帳交付時や訪問時の相談に対応します。 	こども家庭センター
乳幼児健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児とその親を対象とした健康相談、電話、乳幼児健診など、状況に応じた保健指導を実施します。 	こども家庭センター
育児相談	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に乳幼児の身体計測、育児相談、栄養相談の機会を設け、相談に対応します。 	こども家庭センター
歯科健診・歯科保健指導・フッ素塗布事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査時に歯科健診とブラッシング指導など乳幼児期に必要な歯科保健指導を実施します。 ・1歳8か月児・3歳4か月児健康診査時には、希望者に対しフッ素塗布を実施し、歯ブラシ習慣定着のための普及啓発を実施します。 	こども家庭センター
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。 ・出産直後の早期段階から、必要な助言・指導等を提供するとともに、退院後も他機関と連携して支援を継続します。 	こども家庭センター
伴走型相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時・妊娠8か月頃・乳児家庭全戸訪問（新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問）時にアンケートに基づき面談を実施し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援を行います。 	こども家庭センター

事業名	内 容	実施担当部署
子育て支援ネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・こども・子育て支援の各事業実施者、関係機関との連絡調整などを行い、こどもとその保護者がこども・子育て支援の各施策を円滑に利用できるよう支援します。 ・こども・子育て支援施策の円滑な運営を図るため、関係諸機関の連携強化を図ります。 	すこやか子育て課
利用者支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が、保育所（園）、幼稚園、認定こども園及び一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう役場の子育て支援担当部署に職員を配置し、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行います。 	すこやか子育て課
子育て支援の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の情報を提供するため、子育てガイド「まつぶし子育て情報便」を作成します。 	すこやか子育て課

②母子健康づくりの支援

地域の医療体制の拡充・整備を図り、妊娠・出産における母子の健康づくりに向けた支援に努めます。また、乳幼児健康診査の実施や予防接種の勧奨、専門家による発育・発達相談・指導など、こどもの保健対策の充実を図ります。

なお、保健センターは子育て支援や母子健康づくりの新たな拠点として、移転建て替えを予定しています。

事業名	内 容	実施担当部署
母子健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産・育児まで一貫した健康状態を記録できる母子健康手帳を交付します。 ・継続した支援ができるよう、妊娠届出時にはアンケート及び個別面接を行います。 	こども家庭センター
乳児全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児・乳児の訪問を実施し、育児不安等の軽減や産後うつ等の早期発見に努めます。 ・訪問時には、新生児・乳児の体重測定や産婦の健康状態等を確認し、育児相談等を行います。 	こども家庭センター
発育発達相談	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが健やかに発育発達するとともに、保護者の不安軽減のため、専門的な知識をもつ小児科医師、理学療法士、言語療法士による相談指導を行い、必要に応じて医療・療育へのつなぎを行います。 	こども家庭センター
養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ・育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師等が訪問し、具体的な養育に関する指導助言等を行います。 	こども家庭センター

事業名	内 容	実施担当部署
栄養相談	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に個別の栄養相談の機会を設け、相談に対応します。 ・育児相談や各乳児健康診査時に栄養相談を行います。 	こども家庭センター
幼少期からの食育啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員や母子愛育会と連携をとり、マップー栄養DAYや季節行事等において、親子を対象に適切な食生活習慣を確立させるための普及啓発を行います。 	こども家庭センター
幼児食食育教室	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児と保護者を対象とした料理教室を行います。 ・こどもの頃からの望ましい食習慣を身につけるための普及啓発を行います。 	こども家庭センター
未熟児養育指導	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクを持った未熟児について、関係機関と連携して出生後速やかに訪問し、こどもの健やかな成長や家族を支援します。 	保健センター
乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・4か月、9か月、1歳8か月、3歳4か月児健康診査時に、発達状況の確認や育児相談等を行います。 ・各健康診査の受診率の向上に努めるとともに、未受診児についてフォローします。 	保健センター
乳幼児訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> ・各健康診査の未受診児や、各健康診査において訪問相談が必要とされた家庭について随時訪問します。 	保健センター
妊婦一般健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査として、超音波、HBs抗原検査、HIV抗体検査、風疹ウイルス抗体検査等に対する受診を促進します。 ・検査にかかる費用の一部を公費負担する助成券を発行します。 	保健センター
両親学級	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦を対象に、妊娠中の健康管理や歯科保健・食事、出産、子育てについての講話や実技演習を行います。 ・マタニティブルーと産後うつ資料を配布し、こころの健康について健康教育を実施します。 	保健センター
親子教室	<ul style="list-style-type: none"> ・各健康診査時や各種相談において経過観察が必要とされた親子を対象として、こどもの発育発達を促すような場と親子遊びを提供し、母親の育児不安やストレスの軽減を図ります。 	保健センター
読み聞かせの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児期からの母とこどものふれあいを深めるため、健康診査時に、絵本を活用したコミュニケーションの取り方や絵本の使い方について説明を行いながら、絵本の読み聞かせの必要性を伝えます。 	保健センター
事故防止などの啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査時において、こどもの誤飲や不慮の事故防止のための指導を行うほか、パンフレットの配布等により普及啓発を図ります。 	保健センター

事業名	内 容	実施担当部署
母子愛育会による地域活動事業	・絵本の読み聞かせや季節の行事開催など、子育て経験を生かした子育て支援活動を推進します。	保健センター
予防接種	・感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、予防接種法に基づき予防接種を行います。 また、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ります。	保健センター
妊婦栄養教室	・妊婦を対象に、妊娠中の食事について、講話や実技演習を行います。 ・個々の食事バランスを自身で確認できるよう、栄養指導に食事記録を導入し、より良い妊娠中の食事について助言します。	保健センター
離乳食教室	・離乳食講話、デモンストレーション、試食を行います。 ・乳児健康診査時に食生活改善推進員の協力により離乳食の試食を実施します。また、食材リストや離乳食の進め方について助言します。	保健センター
食育に関する講座の実施	・地域子育て支援センター等で食育をテーマとした親子講座などを行います。	すこやか子育て課
男女共同参画の推進	・松伏町男女共同参画基本計画に基づき、「仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）」に向けた啓発活動に取り組みます。 ・女性への暴力をなくす運動などについて、啓発活動を行います。	企画財政課

③保育サービスの充実

保育ニーズについて十分考慮しながら延長保育や一時預かり、障がい児保育など多様な保育サービスや幼稚園の預かり保育を促進します。

事業名	内 容	実施担当部署
保育施設の開放	・地域の未就園児を対象に親子登園を呼びかけ、在園児の保育活動への参加などを通して保護者の子育てを支援します。	すこやか子育て課
保育施設における子育て相談	・保育所（園）、幼稚園、認定こども園において定期的に子育て相談を実施し、在園児だけでなく地域の未就園児の保護者からの相談にも対応できるよう支援します。	すこやか子育て課

事業名	内 容	実施担当部署
様々な保育事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童ゼロを引き続き継続するとともに、保護者のニーズに合わせて保育の質の向上を目指します。 ・延長保育、一時保育の充実を図ります。 ・軽度の障がいのある児童の受け入れの拡大に努めます。 	すこやか子育て課
幼稚園預かり保育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園に通う児童の通常の保育時間が終了した後の預かり保育の実施を支援します。 	すこやか子育て課
地域活動事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所（園）が有する専門的機能を活用した、多様な地域交流を支援します。 	すこやか子育て課
仕事と子育ての両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育ての両立の推進のため、保育所（園）、認定こども園の延長保育や一時保育の充実、幼稚園における預かり保育の充実に努めます。 	すこやか子育て課
障がい児保育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児を預かる保育所等を支援します。 	すこやか子育て課
外国人児童保育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語を話す児童や保護者との通訳や翻訳のための機器を導入する際の費用を支援します。 	すこやか子育て課
こども誰でも通園制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度より、0歳6か月～2歳の未就園児のいる家庭を対象とし、月10時間までの預かり保育を実施します。 	すこやか子育て課
緊急サポートセンターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・急なこどもの預かりを希望する方（利用会員）とこどもの預かりを行う方（サポート会員）が合意のうえ行う地域の助け合い活動です。 ・急な預かりの他、病気のこどもの預かり、宿泊を伴う預かりなど多様な保育を実施し、保育の充実に努めます。 	すこやか子育て課
父親参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・父親の子育てへの参加を促すため、「Hello☆ベビー教室（両親学級）」の一部を土曜日に開催します。 	こども家庭センター
健診などによる早期発見・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査などを総合的に判断し、必要に応じて二次健診、発育発達相談などのフォローの場を提供するほか、医療機関などの紹介やサービスの情報提供等を行い、その後の状況について確認を行います。 ・健康診査後にはカンファレンスを開催し、多面的な検討を行います。 	こども家庭センター

④学童クラブの充実

多様化する保育ニーズに対応できる学童クラブを運営していくため、支援員などの確保を図ります。また、生活が困窮している子育て家庭に対し、学童保育料を助成します。

事業名	内 容	実施担当部署
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の実施	・保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ります。	すこやか子育て課
放課後子ども教室の実施	・放課後等に小学生を対象に、地域住民や企業OBなど様々な人材の協力を得て、学習支援や多様なプログラムを実施します。	教育文化振興課

（２）子育て家庭の負担軽減

① 保護者負担の軽減

児童手当の支給やこども医療費への助成、出産・子育て世帯への給付金の支給などにより経済的な負担を軽減し、こどもの健やかな成長の支援を図ります。経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒に対し、必要な学用品の費用の一部などを支給します。

事業名	内 容	実施担当部署
こども医療費の助成	・18歳年度末までのこどもを対象に保険診療分の一部負担金の助成を行います。	すこやか子育て課
小児救急医療の充実	・土曜、日曜、祝祭日、お盆、年末年始を除く、平日の時間外に、輪番制による小児時間外（初期救急）診療及び電話相談を継続するよう支援します。	すこやか子育て課
妊婦のための支援給付	・出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用などの負担軽減を図るため、経済的支援をします。	こども家庭センター
マップーすこやかギフト	・出生したこどものいる家庭にベビーギフトを配布し、子育て用品を支援します。	こども家庭センター
就学援助事業	・経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に給食費等を援助するとともに、新入学用品費等を入学前に支給し、保護者の経済的な負担軽減を図ります。	教育総務課

②ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の生活の安定に向け、児童扶養手当などの支援を行うとともに、就労などの相談窓口に関する情報を提供し、経済的自立を促進します。

事業名	内 容	実施担当部署
ひとり親家庭等への医療費の助成	・18歳未満の児童等を養育するひとり親家庭などの方を対象に、保険診療分の一部負担金の助成を行います。	すこやか子育て課
母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の周知	・「母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度」などに関する情報提供を行います。 ・県(東部中央福祉事務所)による出張窓口開設を推進し、継続的に相談窓口を開設します。	すこやか子育て課
ひとり親家庭等への就労支援	・ひとり親家庭の生活の安定のため、ハローワークによる出張窓口開設を推進し、継続的に相談窓口を開設します。	すこやか子育て課

基本目標2 にこにことこどもを育てるまち（子育てを支える環境づくり）

（1）幼児教育・保育・子育て支援の一体的な推進

① 利用者支援と地域連携

子育て支援専門員による支援などを通して、こどもやその保護者など、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるようなサポートします。

事業名	内 容	実施担当部署
親子サポートグループの支援	・地域子育て支援センターなどで情報提供を行います。	すこやか子育て課
利用者支援事業の実施	・保護者が、保育所（園）、幼稚園、認定こども園及び一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるような役場の子育て支援担当部署に職員を配置し、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行います。	すこやか子育て課

② 事業計画の策定

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針やこども大綱などを踏まえ、地域の実情を的確に把握し、子ども・若者計画や子どもの貧困対策計画などと一体のものとした、こども計画を策定していきます。

事業名	内 容	実施担当部署
こども計画の策定	・国のこども大綱、県のこども計画を勘案し、「子ども・若者計画」と「子どもの貧困対策計画」を統合した「こども計画」を策定します。	すこやか子育て課

(2) 地域における子育て支援

①相互援助活動の推進

地域での子育て支援に対する意識の醸成に努め、子育ての相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。また、子育てサークルの支援、こどもが身近で安全に遊べる児童館など、居場所の確保を図ります。

事業名	内 容	実施担当部署
ファミリー・サポート・センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）が会員となり地域での子育てを支援する「ファミリー・サポート・センター」を運営します。 ・町のホームページや広報まつぶしなどで情報提供を行います。 ・提供会員への研修参加体制を整え、質の向上を図ります。 	すこやか子育て課
世代間交流の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所（園）、幼稚園、認定こども園及び学校の児童生徒と高齢者等の世代を超えた交流の場を提供します。 	すこやか子育て課
児童館運営の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・松伏町児童館ちびっ子らんどにおいて、こども自身の発見と創造、仲間づくりができるよう、様々な行事や教室を開催します。 ・遊びのなかに運動の要素を取り入れて親子で体を動かすなど、こどもの年齢に応じた運動事業を実施します。 ・世代間交流を行う場を提供します。 ・施設等の整備を行い、環境の向上に努めます。 ・児童の創造力をより楽しみながら高められるような事業を実施します。 	すこやか子育て課
公民館を利用した講座の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの学習の場や居場所づくりとして公民館を活用し、こどもや親子を対象とした講座の開催を継続します。 	教育文化振興課
図書室のおはなし会の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・サークルの協力を得て、幼児、小学生を対象に絵本、紙芝居の読み聞かせを継続します。 	教育文化振興課
子ども会育成会連絡協議会の活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会活動を助長し、こどもの社会生活に必要な徳性を養うため、様々な事業を開催します。 	教育文化振興課

②地域子育て支援センター事業の充実

子育ての孤立化を防止するため、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場として、乳幼児を子育て中の親子の交流や、育児相談、情報提供などを実施します

事業名	内 容	実施担当部署
子育て支援拠点事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、情報交換や交流、仲間づくりを行う地域子育て支援拠点事業を松伏町地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センターで実施します。 ・子育て世帯の支援の拠点として、気軽に利用できる身近な相談機関となるよう、支援内容の充実を図ります。 ・親子で参加できる講座等を開催して、子育ての不安解消を図るとともに、親とこどもがともに学びともに育つことを支援します。 	すこやか子育て課

③障がい児支援施策の充実

障がい児及びその家庭への支援など、支援を必要とする家庭のための各種施策を推進します。

事業名	内 容	実施担当部署
補装具費支給	・身体障がい児の失われた身体機能を補って日常生活を容易にするために、補装具費を支給します。	いきいき福祉課
難聴児補聴器購入費助成	・身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。	いきいき福祉課
日常生活用具給付	・在宅で暮らす障がい児について、訓練いす、入浴補助用具、移動用リフトなどの日常生活用具を給付又は貸与します。	いきいき福祉課
短期入所事業（ショートステイ）	・在宅で暮らす障がい児の介護者が病気などで介護できなくなった場合、障がい児を施設に一時的に入所させ、必要な支援を行います。	いきいき福祉課
在宅重度心身障害者手当の支給	・在宅の重度心身障がい児で、障害児福祉手当などを支給していない方に手当を支給します。	いきいき福祉課
重度心身障がい者医療費助成	・重度の心身障がい児が受診した医療費の一部負担金の助成を行います。	いきいき福祉課

事業名	内 容	実施担当部署
障がい児通所支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 ・就学している障がい児に、学校の授業終了後や休業日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。 ・障がい児が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行います。 	いきいき福祉課
障がい児相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援の利用を希望する人に、サービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画作成のための支援をします。 	いきいき福祉課
移動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会に参加するために外出する際の移動を支援します。 	いきいき福祉課
日中一時支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児の日中における活動の場を提供することにより、家族の就労、休息時間の確保を支援します。 	いきいき福祉課
障がい児（者）生活サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の心身障がい児（者）の地域生活を支援するため、事業者が行う一時預かり、派遣による介護、外出時の介助等のサービスの支援を行います。 	いきいき福祉課

(3) 子育て関連施策の推進

① 困難な状況にあるこどもの支援

困難を抱えるこどもや家庭について、要保護児童対策地域協議会やこども家庭センターなどを活用し、関係機関との連携を図り適切な対応に努めます。また、生活困窮に直面している世帯に対する包括的支援や生活・学習支援など家庭の養育環境の支援を実施します。

事業名	内 容	実施担当部署
要保護児童対策地域協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会に専門的な資格を持つ職員を配置し、関係機関と相互に連携をとりながら、児童虐待の再発防止に努めます。 ・代表者会議・実務者会議を定期的に行い、情報共有を図ります。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、必要な支援を行います。 	こども家庭センター
虐待の早期発見と予防	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談、健康診査、訪問指導などを通して児童虐待の早期発見・予防に努めます。 ・関係機関との連携を図ります。 	こども家庭センター

事業名	内 容	実施担当部署
児童虐待などに関する相談体制の充実	・こども家庭センターにて虐待の相談及び子育て世帯が抱える困難に関する相談を受け付けます。また、児童相談所やその他子育ての関係機関と連携を図り児童虐待の予防や適切な対応に努めます。	こども家庭センター
家庭支援事業	・家事育児等に対して不安や負担を抱える家庭へ訪問し、家事・育児等の支援、親子間における適切な関係構築を図るための支援、家庭や学校に居場所のない児童等への支援を行います。	こども家庭センター
女性相談の充実	・女性の自立と社会参加を支援するため、家庭内の悩み、DV（夫やパートナーからの暴力）など、様々な相談に対して助言・支援を行います。	企画財政課
こども食堂の周知	・ひとりで食事をしているこどもや、経済的な理由などから十分な食事をとれないこどもに食事を提供し、こどもが安心できる居場所の支援を行うこども食堂の活動の周知を行います。	すこやか子育て課
生活困窮者の支援体制づくり	・生活困窮者の生活支援や、こどもの学習支援について埼玉県東部中央福祉事務所やアスポート相談支援センター埼玉東部などの関係者と連携し支援を行います。	いきいき福祉課 すこやか子育て課
中学生学習支援事業	・中学3年生を対象に、5月から2月までの間、原則週1回、中学生学習支援教室を開催し、基礎的な学習等についてサポートします。	教育総務課

②地域の実情や課題に応じた少子化対策

結婚を望む未婚の男女の希望をかなえるため、出会いをサポートします。また、結婚を機に、本町で新生活を始める若い世代を対象に、住居費や引っ越し費用などの一部を支援します。

事業名	内 容	実施担当部署
結婚支援	・独身男女に出会いの機会を提供する埼玉県の公的な結婚支援センターである「SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会」に入会することで利用者の負担を減らし、便宜を図ります。 ・参加住民の利用登録料（2年間有効）を割引します。 ・松伏町で出張登録会を実施します。	すこやか子育て課
結婚新生活支援	・松伏町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費（住宅取得費、賃貸料や共益費、リフォーム費用）や引っ越し費用などの一部を助成します。	すこやか子育て課
不妊検査・不育症検査・不妊治療費助成事業	・不妊検査・不育症検査・不妊治療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担を軽減します。	保健センター

(4) 青少年の健全育成の推進

①青少年活動への支援

青少年がふれあいながら健やかに育つことができるよう、スポーツ少年団やジュニアリーダーなどの青少年の活動を支援します。

事業名	内 容	実施担当部署
文化のまちづくり事業の支援	・「子ども主役のまちづくり」をテーマに、次代の主役であるこどもに良い文化を伝え、こどもの育ちを支援する活動を行っている「文化のまちづくり事業」への支援を継続します。	教育文化振興課
青少年健全育成協議会の運営	・青少年健全育成協議会を運営し、青少年の健全育成を図ります。	教育文化振興課

②社会環境の浄化の促進

飲酒や喫煙の防止、薬物乱用の防止など、警察などの関係機関と連携し、地域全体で青少年を見守り、犯罪防止活動を促進します。また、安全な道路交通環境の整備、安心して外出できる環境の整備など、こどもやその親を取り巻く生活環境を改善・整備します。

事業名	内 容	実施担当部署
広報などによる啓発活動	・防犯意識の高揚を図るため、町のホームページ、広報まつぶしなどで防犯情報の提供を行います。 ・犯罪の被害防止のため、警察と協力して防犯教室などを行います。	総務課
こどもの防犯教室等の充実	・警察など関係機関と協力して、不審者に遭った場合の避難訓練などの充実を図ります。 ・教育委員会やすこやか子育て課等と協力し、こどもの防犯対策を推進します。	総務課
交通安全教室の開催	・保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、公民館などで行う交通安全教室について、警察など関係機関と連携し、継続的に実施します。	総務課
チャイルドシート等の啓発	・チャイルドシートの正しい着用についての啓発に努めます。	総務課
通学路などの道路環境整備	・安全・安心な道路環境を構築するため、道路の歩行者空間の確保を図ります。 ・街路灯、道路標識、誘導ブロック、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設を整備します。 ・通学路の安全確保のため、適宜点検を実施し、必要に応じて修繕・整備します。	総務課 まちづくり整備課

事業名	内 容	実施担当部署
生徒指導連絡協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関や団体が連携して生徒指導を推進し、児童・生徒のいじめ、非行を防止するため、協議会を開催し、情報交換を行います。 	教育総務課
被害に遭ったこどものケア	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援センターに教育相談員を配置し、児童生徒や保護者を対象に電話等による相談を継続します。 	教育総務課
防犯ブザーの配布	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、トラック協会から寄贈を受けた防犯ブザーを配布し、使用方法を指導します。 	教育総務課
登下校時の見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> 交通指導員、登下校ボランティアが中心となって、登下校の見守りを継続します。 	教育総務課
「子ども110番の家」の指定・活用	<ul style="list-style-type: none"> 痴漢、通り魔などの不審者による児童・生徒の被害を防ぐため、緊急避難場所として、町内各校で「子ども110番の家」を指定・活用します。 	教育総務課
公園・緑地の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> 町民や地域が中心となった草刈りや清掃などにより地域と協働で公園・緑地の適正管理に努めます。 こどもたちが身近で安全に遊ぶことができる遊び場や遊具の充実を図ります。 	新市街地整備課

基本目標3 みんながこどもをつつむまち（特色ある学校教育の推進）

（1）「生きる力」をはぐくむ教育の充実

①確かな学力の育成

基礎的、基本的な知識や技能の定着を図るとともに、タブレット端末などのICT機器を効果的に活用し、児童生徒の学習意欲の向上と確かな学力の育成を図ります。

事業名	内 容	実施担当部署
基礎学力の向上を目指す教育の充実	・学力向上プランによる基礎学力の向上、小中学校全学年の学力テストの実施、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善などを実施します。	教育総務課

②豊かな人間性の育成

他人を思いやる心や美しいものに感動する心といった豊かな人間性をはぐくむため、道徳教育のさらなる充実を図るとともに、社会体験 自然体験など児童生徒の発達段階や特性を考慮した教育活動を推進します。

事業名	内 容	実施担当部署
道徳教育の工夫、充実	・児童生徒が人間として適切な行為を主体的に選択し、実践できるような内面的資質の育成のための「考え、議論する道徳」を推進します。	教育総務課

③健やかな体の育成

運動に親しむ環境や能力を育てるとともに、健全な生活を実践することができるよう、学校保健の充実を図ります。また、安全・安心な学校給食の提供に努めるとともに、食育の推進や栄養指導による望ましい食習慣の形成を図ります。

事業名	内 容	実施担当部署
健康の保持・増進と体力向上を図る健康教育の推進	・児童生徒が主体的に運動する授業の実践、松伏町体力向上推進委員会の充実、家庭の関心の喚起と生活改善への指針提示を実施します。	教育総務課
学校給食の充実と食育の推進	・安全・安心な学校給食の提供と地元産食材の積極的導入に努めます。また、栄養教諭による食育授業等により食に関する知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実践できる力を育めるよう努めます。	給食センター

④社会変化に対応した教育の推進

外国語指導助手を活用した実践的な英語教育や体験型のキャリア教育など、社会の変化に対応した教育を推進します。

事業名	内 容	実施担当部署
豊かな国際性を身につけさせるための国際理解教育の推進	・ALTやJETを各校に配置し、英語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成や小中学校における外国語活動を推進します。	教育総務課

⑤個に応じた教育の推進

児童生徒一人ひとりの個性を尊重し、障がいや不登校などの多様なニーズに応じた教育を推進します。タブレット端末などへのICT機器を活用した個別最適な学びの機会を提供するとともに、困難な状況にある児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を実施します。

事業名	内 容	実施担当部署
児童生徒の障がいの特性や程度に応じた特別支援教育の充実	・特別支援学級の指導体制及び就学支援体制、通級指導教室などの充実を図ります。	教育総務課

(2) 学習しやすい教育環境の充実

①教育相談体制の充実

いじめや不登校、進路指導、障がいのある児童生徒の就学など、児童生徒や保護者が抱える不安を解消するため、内容に応じて関係機関と連携するなど教育相談体制の充実を図ります。

事業名	内 容	実施担当部署
児童生徒の自己実現を支援する教育相談の充実	・教育相談員による家庭・学校訪問や教育相談・情報交換の実施などの教育支援センターの充実を図ります。 ・教育支援センター及びさわやか相談室の保護者周知並びに相談の実施と、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携などの教育相談体制の充実を図ります。	教育総務課

②教職員の資質・能力の向上

各学校で行っている研修の充実とともに、その成果を町内小中学校間で共有していくことができるよう連携を図り、有効な研修を実施します。教育支援員を活用した指導（チームティーチング※など）の充実を図り、児童生徒一人ひとりにあったきめ細かい教育活動を展開します。

※チームティーチング：複数の教師が授業を進める形態。例えば、一つの学級に二人の教員を配置し、一人の教員が全体を指導している間に、もう一人の教員が机間指導を行うなどの方法がある。

事業名	内 容	実施担当部署
教職員の資質の向上及び経験年数に応じた研修の充実	・教育委員会による教職員研修及び計画訪問や校内研修による授業研修会の充実を図ります。	教育総務課
県費負担教員並びに町費教育支援員の配置による学習指導形態の工夫	・各校に教育支援員を配置し、チームティーチング等の指導の実施と個に応じた学習の充実を図ります。	教育総務課

③教育環境の整備と充実

安全・安心な学校づくりのため、引き続き老朽化した教育施設の改修に取り組むとともに、効果的な学習環境づくりのため、設備や備品の整備などを計画的に実施し、教育環境の整備と充実を図ります。

事業名	内 容	実施担当部署
施設整備の充実	・老朽化に伴う施設及び設備の修繕の実施、空調設備の適切な運用管理による快適な教育環境の実現に努めます。	教育総務課

④教育DXの推進

タブレット端末などのICT機器を活用し、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。また、校務系システムの利活用を促進し、教職員の業務改善、働き方改革につなげます。

事業名	内 容	実施担当部署
教育ICT環境の実現	・高速大容量の通信ネットワーク及び児童生徒一人一台端末を活用し、教師や児童生徒の力を最大限に引き出す教育ICT環境の実現を図ります。	教育総務課
学習指導形態の工夫	・一人一台配付のタブレット端末を活用した、個別最適化された学びや、協同的な学びの実現を図ります。	教育総務課

(3) 地域・家庭との連携

①保育所(園)・認定こども園・幼稚園・小学校連携、小・中学校連携

保育所(園)・認定こども園・幼稚園・小学校の連携及び小・中学校の連携の一層の充実を図り、こどもたち同士やそれぞれの教職員が関わりを持つことによって、幼児教育から小学校教育、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を推進します。

事業名	内 容	実施担当部署
小学校との連携	・保育所(園)、幼稚園、認定こども園と小学校との連携・交流を促進し、小学校教育に円滑につながるよう配慮します。	教育総務課

②地域とともにある学校づくりの推進

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域全体でこどもたちをはぐくむ学校づくりを推進します。学校応援団の組織づくりなど、学校と家庭、地域による様々な形での連携を推進するとともに、地域住民の意見を学校運営に反映させるため、学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の充実を図ります。

事業名	内 容	実施担当部署
保幼小連絡協議会の開催	・みどりの学校ファームなど豊かな体験活動の積極的な推進や、学校応援団を活用しての事業を継続します。	教育総務課
主任児童委員の町内小・中学校訪問	・町内の小・中学校と情報を共有し、連携、協力を図ります。	いきいき福祉課
町内小・中学校との情報交換会	・学校区ごとに民生委員・児童委員の学校訪問を行い、情報を共有し、連携、協力を図ります。	いきいき福祉課

第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域について

「教育・保育提供区域」は、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口規模や分布状況、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定し、区域ごとに教育・保育の提供体制の確保の方策とその実施時期を定めるものです。

■教育・保育提供区域について

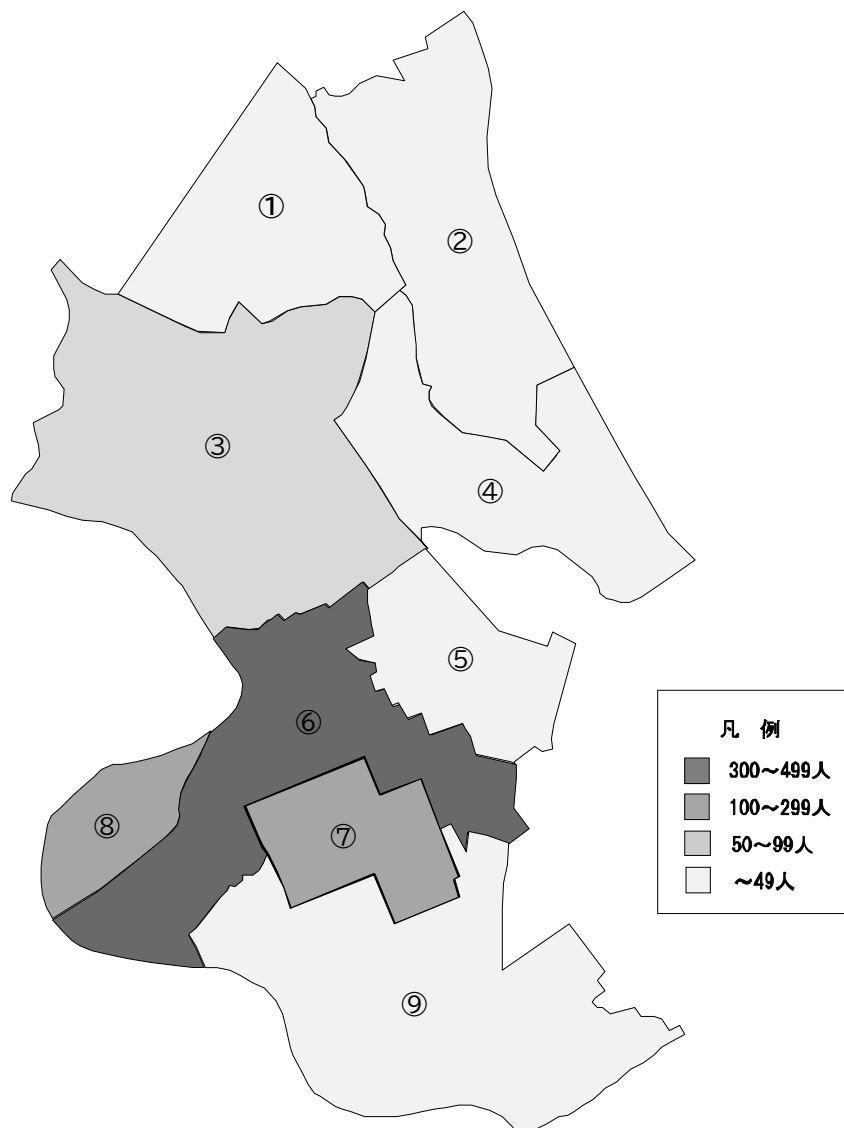
- ・ 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案する。
- ・ 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域とする。
- ・ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることを基本とする。

2 社会的条件と施設の立地状況

(1) 6歳未満の児童の分布

令和6年4月1日現在の松伏町の6歳未満の児童数は794人で、うち松伏・松葉地区に410人(51.6%)、田中地区に142人(17.9%)、ゆめみ野・ゆめみ野東地区に104人(13.1%)、となっており、町中央部の3地区に6歳未満の児童全体の82.6%が居住しています。

【6歳未満の児童の分布】



		6歳未満の児童数	
		児童数	構成比
①	魚沼地区	5	0.6%
②	築比地地区	20	2.5%
③	大川戸地区	53	6.7%
④	金杉地区	8	1.0%
⑤	田島地区	17	2.1%
⑥	松伏・松葉地区	410	51.6%
⑦	ゆめみ野・ゆめみ野東地区	104	13.1%
⑧	田中地区	142	17.9%
⑨	赤岩地区	35	4.4%
合計		794	100.0%

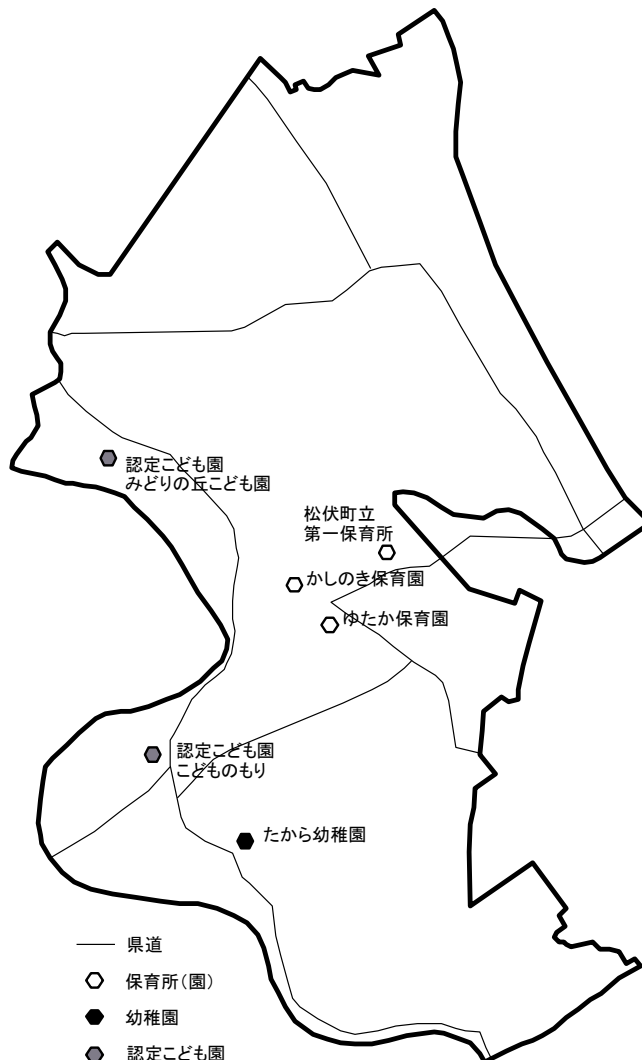
資料：住民基本台帳(令和6年4月1日)

(2) 教育・保育・子育て支援施設の分布

①教育・保育施設

町内には、保育所（園）が3園、幼稚園が1園、認定こども園が2園あります。

【保育所（園）、幼稚園、認定こども園の位置】



■保育所（園）一覧

保育所（園）名	所在地
松伏町立第一保育所	松伏町大字田島1557番地1
ゆたか保育園	松伏町大字松伏431番地
かしのき保育園	松伏町大字松伏192番地

■幼稚園一覧

幼稚園名	所在地
たから幼稚園	松伏町大字上赤岩1200番地1

■認定こども園一覧

認定こども園名	所在地
こどものもり	松伏町田中1丁目7番地31
みどりの丘こども園	松伏町大字大川戸2174番地

②子育て支援施設

町内の子育て支援施設として、松伏町役場、保健センター（こども家庭センター）の他、松伏町地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センター、松伏町児童館ちびっ子らんどが設置されています。

【子育て支援施設の位置】



3 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」は、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口規模や分布状況、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定し、区域ごとに教育・保育の提供体制の確保の方策とその実施時期を定めるものです。

教育・保育提供区域の設定にあたり、松伏町の人口、児童数の規模と分布状況を考慮すると、町全体を1つの「教育・保育提供区域」として基盤整備を行うことが効率的であり、利用者の利便性にも支障を来さないものと考えられます。

よって、本計画では、町全体を1つの「教育・保育提供区域」として捉え、基盤整備を推進することとします。

4 教育・保育施設の量の見込み・確保の内容と実施時期

(1) 年齢別児童数の推計

松伏町第6次総合振興計画（前期基本計画）の将来人口に基づき、住民基本台帳を用いて松伏町の児童数を推計しました。

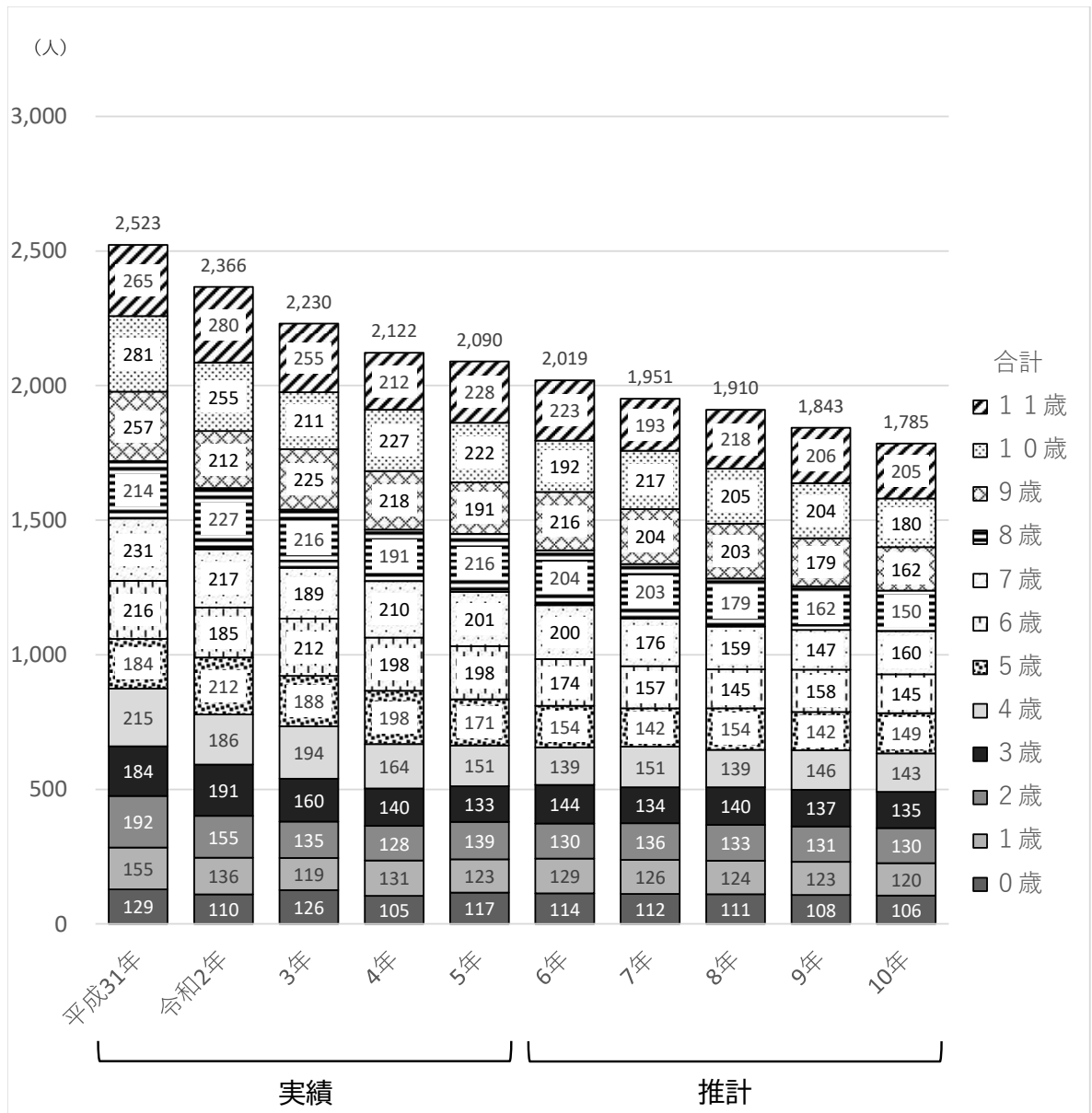
松伏町の児童数は年々減少する傾向をたどっており、令和6年以降も減少が継続と予想されます。各年の年齢別児童数の推計値は下表のとおりです。令和10年の11歳以下の児童数を1,785人と推計しました。

【松伏町の児童数の推移（実績と推計）（1）】

年齢	実 績					推 計				
	平成31年 2019年	令和2年 2020年	3年 2021年	4年 2022年	5年 2023年	6年 2024年	7年 2025年	8年 2026年	9年 2027年	10年 2028年
0歳	129	110	126	105	117	114	112	111	108	106
1歳	155	136	119	131	123	129	126	124	123	120
2歳	192	155	135	128	139	130	136	133	131	130
3歳	184	191	160	140	133	144	134	140	137	135
4歳	215	186	194	164	151	139	151	139	146	143
5歳	184	212	188	198	171	154	142	154	142	149
6歳	216	185	212	198	198	174	157	145	158	145
7歳	231	217	189	210	201	200	176	159	147	160
8歳	214	227	216	191	216	204	203	179	162	150
9歳	257	212	225	218	191	216	204	203	179	162
10歳	281	255	211	227	222	192	217	205	204	180
11歳	265	280	255	212	228	223	193	218	206	205
合 計	2,523	2,366	2,230	2,122	2,090	2,019	1,951	1,910	1,843	1,785

資料：住民基本台帳(実績は各年4月1日)

【松伏町の児童数の推移（実績と推計）（2）】



資料：住民基本台帳実績は各年4月1日)

(2) 教育・保育の量の見込み

児童数の推計と「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（令和6年度）の結果に基づき、教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）を推計しました。各年度、各区分の量の見込みは下表のとおりです。

【教育・保育の量の見込み(人)】

区分	量の見込み（人）					
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
1号認定	190	171	152	134	115	
2号認定	236	224	212	199	188	
	教育ニーズ	26	22	18	13	9
	保育ニーズ	210	202	194	186	179
3号認定	133	132	132	131	130	
	0歳	18	18	18	19	19
	1歳	57	58	60	61	62
	2歳	58	56	54	51	49

【参考】認定区分について

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

(3) 確保の方策

教育・保育の量の見込みの推計結果に対応した、各年度・各認定区分についての確保方策は下表のとおりです。

※各項目とも、量の見込み以上の提供体制を確保している状況となっています。

① 0歳児（3号認定）の確保方策

3号認定の0歳児の保育については、認定こども園や保育所（園）による、提供体制の量と質を維持し、確保方策とします。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		18	18	18	19	19
確保方策	認定こども園	12	12	12	12	12
	保育所（園）	12	12	12	12	12
	合計	24	24	24	24	24

③ 1歳児（3号認定）の確保方策

3号認定の1歳児の保育については、認定こども園や保育所（園）による、提供体制の量と質を維持し、確保方策とします。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		57	58	60	61	62
確保方策	認定こども園	23	23	23	23	23
	保育所（園）	42	42	42	42	42
	合計	65	65	65	65	65

④ 2歳児（3号認定）の確保方策

3号認定の2歳児の保育については、認定こども園や保育所（園）による、提供体制の量と質を維持し、確保方策とします。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		58	56	54	51	49
確保方策	認定こども園	27	27	27	27	27
	保育所（園）	51	51	51	51	51
	合計	78	78	78	78	78

④3～5歳児（2号認定 ※教育ニーズ）の確保方策

2号認定の教育については、幼稚園や預かり保育施設による、提供体制の量と質を維持し、確保方策とします。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		26	22	18	13	9
確保方策	幼稚園及び預かり保育	26	22	18	13	9
	合計	26	22	18	13	9

⑤ 3～5歳児（2号認定 ※保育ニーズ）の確保方策

2号認定の保育については、認定こども園や保育所（園）による、提供体制の量と質を維持し、確保方策とします。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		210	202	194	186	179
確保方策	認定こども園	78	78	78	78	78
	保育所（園）	160	160	160	160	160
	合計	238	238	238	238	238

⑥ 3～5歳児（1号認定）の確保方策

1号認定については、認定こども園や幼稚園による、提供体制の量と質を維持し、確保方策とします。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み		190	171	152	134	115
確保方策	認定こども園	60	60	60	60	60
	幼稚園	350	350	350	350	350
	合計	410	410	410	410	410

(4) 各施設の状況

① 特定教育・保育施設

町内には保育所（園）が3園、幼保連携型認定こども園が2園、幼稚園が1園あります。

② 特定地域型保育事業

現在のところ町内に事業所はありませんが、ニーズの動向を勘案して実施を検討します。

ア) 家庭的保育事業

0～2歳児を受け入れ、家庭的保育者の居宅、その他の場所で、保育所（園）と連携しながら行われる小規模の異年齢保育で、定員は5人以下です。（いわゆる保育ママ）

イ) 小規模保育事業

0～2歳児を対象とした、利用定員6人以上19人以下の保育施設です。

ウ) 居宅訪問型保育事業

保育を必要とするこどもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です。（いわゆるベビーシッター）

エ) 事業所内保育事業

事業主が、会社の事業所の保育施設などで従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもに保育を提供する事業です。

5 教育・保育の提供・推進に関する体制の確保

(1) 基本的な方針

少子化、核家族化、価値観の多様化等により、こどもを取り巻く環境が大きく変化しているなか、一人ひとりのニーズにしっかり寄り添いながら、待機児童対策を推進します。

地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用し、多様な保育・教育ニーズに対応するための保育・幼児教育の場の確保を進めます。

(2) 提供・推進に関する体制の確保

①教育・保育の質の確保

遊びなどを通して、健康な心と体や豊かな感性、思考力を養い、社会性を身につけていけるよう、質の高い教育・保育を各年齢に応じて連続的に提供します。

また、保護者のニーズを勘案しながら、こどもにとってより良い教育・保育環境が確保されるよう工夫します。

②職員の連携、質の向上に対する支援

教育・保育の提供を実施するうえで、職員が果たす役割は重要です。職員間の連携や情報共有を促進するとともに、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の実現に向けて、職員の研修体制の充実、処遇面の改善を支援します。

③低年齢児保育の充実

産後の休業及び育休後の円滑な職場復帰を支援するうえで、0歳児、1歳児の受け入れ態勢の充実が求められます。また、3歳までの時期は、人に対する基本的な信頼感が芽生え、特定の大人への安心感を基盤に徐々に社会性を身につけていく重要な時期であることから、低年齢児保育の充実に努めます。

④多様な就労形態への対応

共働き家庭の増加や、就業形態の変化により、延長保育や幼稚園の預かり保育に対するニーズが高まっています。こうした状況に配慮し、多様な就業形態に対応した教育・保育施設のあり方を引き続き検討します。

⑤地域子育て支援の推進

家庭環境が多様化するなか、子育て支援や家庭支援、地域の関係機関との連携などの機能が求められています。

保育所（園）、幼稚園、認定こども園においても、未就園児に対する教育・保育や一時預かり等の充実、子育て支援や家庭支援の充実に推進します。

⑥小学校との連携・交流の推進

小学校入学にあたりこどもや保護者が抱く期待や不安に対して、こどもの発達や学びは連続しているという観点から、保育所（園）、幼稚園、認定こども園と小学校との連携・交流を促進し、小学校教育に円滑につなげていくよう配慮します。

6 産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

(1) 基本的な方針

令和6年度のアンケート調査では、出産後職場復帰した母親のうち、こどもが「0か月～1歳0か月」に復帰したのは69.5%、「1歳1か月～2歳0か月」に復帰したのは27.1%となっています。

他方、職場の育児休業制度内で希望する職場復帰時期は、「0か月～1歳0か月」が30.5%、「1歳1か月～2歳0か月」が42.3%、「2歳1か月～3歳0か月」が20.3%を占めており、実際の復帰時期は希望と異なり早くなっています。また、希望より早く職場復帰した場合の理由としては、希望する保育所（園）等に入るための最が多くなっています。

こうした状況から、教育・保育施設における低年齢児保育、特に1歳児の十分な受け入れ態勢を整備する必要があります。

(2) 円滑な利用の確保方策

①受け入れ態勢の整備

産後の休業及び育休後の円滑な職場復帰を支援するため、保育所（園）、認定こども園における0歳児、1歳児の受け入れ態勢を整備し、保護者が希望する時期に職場復帰できる環境づくりに努めます。

②低年齢児保育の充実

3歳までの時期は、人に対する基本的な信頼感が芽生え、特定の大人への安心感を基盤に徐々に社会性を身につけていく重要な時期であることを踏まえ、低年齢児保育の充実に取り組み、保護者の保育に対する不安の解消に努めます。

③情報提供、相談・支援の充実

休業中の保護者に対する情報提供や相談・支援体制を整え、産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用を促進します。

また、休業中の保護者に限らず、幅広い対象に対して地域の子育て支援や家庭支援体制について周知に努めます。

④保育ニーズや事業者情報の収集と子育て関連地域事業者等との連携

教育・保育の更なる改善に向け、地域の保育ニーズや事業者情報の収集に取り組みます。また、子育て関連地域事業者等との連携を強化し、適宜適切な保育が提供される体制構築に努めます。

7 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

こどもやその保護者が、保育所（園）、幼稚園、認定こども園での教育・保育や一時預かり、学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択して円滑に利用できるよう支援する事業です。

役場の子育て支援担当部署を窓口として、関係機関との連絡調整のもと、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行います。

■ 利用者支援事業

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

松伏町地域子育て支援センター、北部地域子育て支援センターの2か所で事業を行います。

■ 地域子育て支援拠点事業

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（人回）	7,145	7,145	7,145	7,145	7,145
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(回)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
確保方策	【実施場所】 各医療機関 【実施体制】 各医療機関に委託 【実施時期】 通年 【検査項目】 県基準と同じ				

※量の見込みは、年間の妊婦の人数に一人当たりの健康診査回数を乗じて算出している。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。

■ 乳児家庭全戸訪問事業

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み(人)	130	130	130	130	130
確保方策	【実施体制】 保健師・助産師 9人 【実施機関】 保健センター(こども家庭センター)				

(5) 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

育児ストレス、産後うつ、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

■ 要支援児童の支援に資する事業の量の見込み

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
養育支援訪問（人）	30	30	30	30	30
要保護児童（人）	8	8	8	8	8
確保方策	【実施体制】 保健師・助産師 9人 【実施機関】 すこやか子育て課・保健センター				

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や児童等について、乳児院又は児童養護施設において一定期間、養育や必要な保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業です。本事業には、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

ア) 短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事情でこどもの養育が一時的に困難になった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、こども自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業です。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（人）	14	14	14	14	14
確保方策（人）	14	14	14	14	14

イ) 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、こども自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

量の見込みと確保方策は、一時預かりを行う事業（幼稚園型を除く）に掲載しています。

**(7) 就学児に対する子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)**

小学生の児童を有する子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する方を会員（利用会員）として、当該援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■ 就学児に対する子育て援助活動支援事業

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（人日）	40	40	40	40	40
確保方策（人日）	45	45	45	45	45

※子育て援助活動支援事業の未就学児の量の見込みは、幼稚園の在園児以外の一時預かり利用者の量の見込みに含まれている。

(8) 一時預かり事業

通院、私用等で保育が困難な場合に、一時的に保育を行う事業です。保育所（園）、幼稚園、認定こども園などの施設での一時的な預かりを行う一時預かり事業、預かり等の援助を希望する方（利用会員）と援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などがあります。

■ 一時預かりを行う事業（幼稚園の在園児対象）

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み	1号認定（人日）	197	195	193	191	189
	2号認定（人日）	2,499	2,474	2,449	2,425	2,401
確保方策	一時預かり事業（幼稚園型）（人日）	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

■ 一時預かりを行う事業（幼稚園型を除く）

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（人日）		702	694	673	661	613
確保方策	一時預かり事業 （幼稚園型を除く） （人日）	700	700	700	700	700
	子育て援助活動支援 事業（病児・緊急対 応強化事業を除く） （人日）	50	50	50	50	50
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ） （人日）	0	0	0	0	0

（9）延長保育事業

延長保育を実施する保育所等における保育士配置の充実を図ることにより、保育認定を受けた子どもを対象に、11時間の開所時間（保育標準時間）前後の保育需要に対応します。

■ 延長保育事業

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（人）	61	60	59	58	57
確保方策（人）	61	60	59	58	57

(10) 病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、こどもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に一時的な保育をする事業です。

■ 病児・病後児保育事業

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（人日）		7	7	7	7	7
確保方策	病児保育事業（人日）	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）（人日）	10	10	10	10	10

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が仕事等のために昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

■ 放課後児童健全育成事業

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（利用者数）（人）		292	289	286	283	280
	低学年（小学1～3年）（人）	208	206	204	202	200
	高学年（小学4～6年）（人）	84	83	82	81	80
確保方策（利用者数）（人）		355	355	355	355	355

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な方等のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成することにより、これらの方の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべてのこどもの健やかな成長を支援することを目的とする事業です。

■ 実費徴収に係る補足給付事業

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（人）	21	21	21	21	21
確保方策（人）	50	50	50	50	50

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本町においては、必要に応じて事業の実施について検討を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラーを含む）を対象として、訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。令和8年度以降に実施予定です。

■ 子育て世帯訪問支援事業

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み （延べ利用人数）	—	75	75	75	75
確保方策	—	75	75	75	75

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。令和8年度以降に実施予定です。

■ 児童育成支援拠点事業

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（実人数）	—	20	20	20	20
確保方策（人日）	—	20	20	20	20

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象として、親子間の適切な関係性が構築されるよう、こどもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。令和8年度以降に実施予定です。

■ 親子関係形成支援事業

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（実人数）	—	20	20	20	20
確保方策（人）	—	20	20	20	20

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対して、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

■ 妊婦等包括相談支援事業

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み (面談実施合計回数)		450	450	450	450	450
確保 方策	こども家庭センター 面談回数	450	450	450	450	450
	上記以外 面談回数	—	—	—	—	—
	合計面談回数	450	450	450	450	450

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労の有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児を月10時間まで時間単位で保育を行う事業です。令和8年度より実施予定です。

■ こども誰でも通園制度事業

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（人日）	-	120	120	120	120
確保方策（人日）	-	180	180	180	180

(19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かな支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

■ 産後ケア事業

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（延べ人数）	70	70	70	70	70
確保方策（延べ人数）	70	70	70	70	70

8 放課後における児童の安全・安心な居場所の確保

(1) 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の状況

①放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は、保護者が仕事等により昼間家庭にいない町内小学校に就学している児童に対して、授業の終了後等に適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。町内には下表の6学童クラブを開設しています。

■ 学童クラブ設置状況

学童クラブ名	設置	運営	設置場所	定員
いるかクラブ	公設	指定管理者	松伏小学校内	70人
りす学童クラブ	公設	指定管理者	松伏小学校内	70人
杉の子学童クラブ	公設	指定管理者	金杉小学校内	45人
なごみ学童クラブ	公設	指定管理者	松伏第二小学校内	70人
どんぐり学童クラブ	公設	指定管理者	松伏第二小学校内	60人
かしのき学童クラブ	民設	父母会	松伏188番地3	40人

②放課後子ども教室

放課後子ども教室は、地域住民や企業OBなど様々な人材の協力を得て、放課後等に全てのこども対象とした学習支援や多様なプログラムを実施するものです。

金杉小学校において、学校敷地内に設置されている学童クラブと連携して、一体型の放課後子ども教室を実施しています。

■ 令和5年度放課後子ども教室実施状況

設置場所	登録児童数	支援員数	年間実施日数	全校児童数	登録率
金杉小学校内	29人	13人	60日	187人	16%

(2) 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の目標事業量

町内の3小学校全ての学校敷地内において、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）を実施します。

また、金杉小学校において、学童クラブと併設する一体型の放課後子ども教室を実施します。

■ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）及び放課後子ども教室の目標事業量

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
学 校 数	3	3	3	3	3
学童クラブ数 (定員)	6 (355)	6 (355)	6 (355)	6 (355)	6 (355)
放課後子ども教室数	1	1	1	1	1
----- 上記のうち一体型の 教室数	1	1	1	1	1

※ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の量の見込みは98ページに掲載。

■ 放課後子ども教室の目標事業量

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
登録児童数（定員）	30人	30人	30人	30人	30人
指導員数	12人	12人	12人	12人	12人
実施日数	51日	51日	51日	51日	51日

(3) 放課後子ども教室の実施計画

週2日、2時間程度を実施の目安とし、学習活動や体験活動、交流活動を行います。

学習活動：こどもの発達段階を考慮し、算数教室、歴史教室、漢字教室など、こどもの興味と関心を引き付ける内容を工夫して実施します。

体験活動：小学校の体育館や校庭を活用したスポーツを行います。また、学校では体験できない新しい運動の紹介や文化活動体験も行います。こどもや保護者に対するアンケート等を実施して、体験活動の内容を検討していきます。

交流活動：地域の方々に指導をお願いし、地域の伝統的な行事の紹介や体験活動などを行って地域の絆や交流を深めます。

また、適切な資質とスキルを持った支援員の配置により、利用者一人ひとりに質の高い指導や配慮が行き渡る体制の確保に努めます。

(4) 学童クラブと放課後子ども教室の一体的な運営の推進に関する方策

学童クラブと放課後子ども教室の一体的な運営は、異学年交流の促進や様々な体験を通して児童の主体性を養うことが期待できるなど、こどもたちの健全な育成において重要です。

学童クラブの活動内容や学童クラブの支援員の助言を放課後子ども教室に取り入れるなど、両事業のスタッフが連携してプログラムの内容や実施方法等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設けて連携を進めます。

地域の方々に指導をお願いし、「スナッグゴルフ」体験を実施しています。

また、「木工教室」でのコースター作り体験を計画しています。これらの活動で地域の方々との交流推進を行い、仲間同士の良さの認め合いを図り、コミュニケーションを深めていきます。

(5) 小学校の余裕教室等の活用に関する方策

松伏小学校、松伏第二小学校の2校では児童数の減少が見られるものの、余裕教室を学童クラブや放課後子ども教室に利用することについては、現状では難しい状況にあります。

今後、金杉小学校における一体型の実施成果や各小学校の施設状況、放課後子ども教室への参加希望等を踏まえ、一体型の教室を増やすことについて関係部局との協議を進めていきます。

(6) 学童クラブと放課後子ども教室の実施に係る関係部局の連携に関する方策

学童クラブの実施主体であるすこやか子育て課と、放課後子ども教室の実施主体である教育委員会による協議の場を設け、学童クラブと放課後子ども教室の一体的な運営について検討します。

また、放課後子ども教室の実施に当たっては、放課後子ども教室運営委員会を設置し、学童クラブ関係者、学校関係者、放課後子ども教室関係者等の参加により情報の共有を図るとともに、放課後子ども教室の運営方法や活動内容、学童クラブとの一体的な活動方法や連携について協議します。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

一人ひとりのニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら、適切な支援を行うことができるよう、支援員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

また、小学校をはじめ関係機関との連携を密にし、保護者とも情報の共有を図ることで、指導に一貫性が確保されるよう努めます。

児童虐待が疑われる場合には、関係機関に速やかに通告し、連携して対応します。

(8) 地域の実情に応じた学童クラブの開所時間の延長に係る取組

現在のところ、町内の学童クラブの開所時間を18時30分までとしています。開所時間の延長については、利用する保護者のニーズやこどもの健全育成の視点を考慮しつつ、協議や調整を行います。

(9) 学童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

こどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、自主性・社会性・創造性の向上や基本的な生活習慣の確立により、こどもの健全な育成を図ります。

また、こどもの最善の利益を考慮し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行います。

新1年生のこどもの受け入れに際しては、こどもの発達と生活の連続性を保障するため、保育所（園）、幼稚園、認定こども園との情報交換を行なっている小学校と連携を密にし、こどもの健全育成を図ります。

(10) 学童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進するための方策

学童クラブの育成支援内容については、ホームページや広報等を活用し、利用者や地域住民等に周知します。

また、開所中はいつでも見学できることとし、利用希望者に対して便宜を図るとともに、地域に開かれた学童クラブの運営を目指します。

第6章 計画推進体制

1 計画推進体制

(1) 松伏町子ども・子育て支援審議会の設置・運営

松伏町子ども・子育て支援審議会（以下、審議会という。）を設置し、松伏町子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行います。

審議会は、学識経験者、町内教育・保育機関、教育・保育関係団体、町民活動団体、町民代表等によって構成され、それぞれの専門的立場からの意見を審議会において集約します。また、必要に応じてその他の専門的知識を有する方々からの意見を求めることがあります。

審議会での検討結果や集約された意見は町に報告され、施策の運営に反映されます。

(2) 計画策定・推進管理会議の運営

庁内において、各種計画策定の基盤となる各課横断型の計画策定・推進管理会議を開催し、諸計画の進捗状況や関連情報の共有と関係各課の一体的な施策運営を推進します。

ここで集められたこども・子育て支援に関する情報は審議会に報告され、審議会の運営を支援します。また、審議会での検討結果や集約された意見が各課に周知され、対応が検討されます。

(3) 関係諸団体の連携強化

審議会活動を基盤として、教育・保育に関係する情報公開を推進するとともに、町内関係諸機関の情報交換の円滑化を図ります。

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、こどもの健康や安全を確保するための各種機関、子育て支援団体等が一体となってこども・子育て支援施策を効果的に運営することができるよう、相互の連携強化を図ります。

2 計画達成状況の点検・評価

松伏町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況は、計画策定・推進管理会議で関係各課に情報共有され、審議会において計画達成状況の管理を行います。

審議会による計画達成状況の管理はP D C Aサイクルに則って行い、継続的な改善に取り組みながら施策の実効性を高めます。

■ P D C Aサイクル

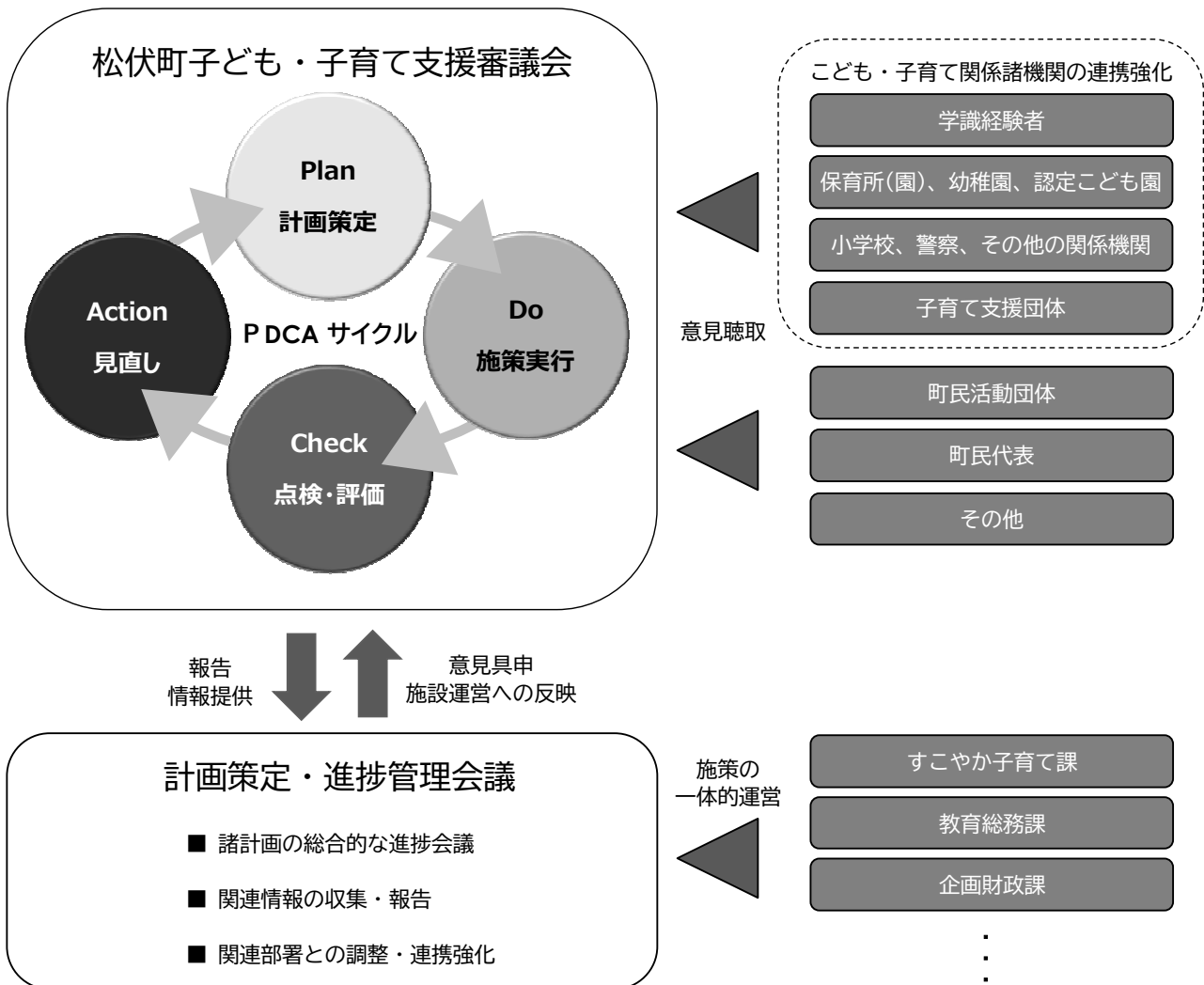
Plan（計画策定）： 従来の実績や将来の予測などをもとに計画を策定する。

Do（施策実行）： 計画に沿って施策を運営する。

Check（点検・評価）： 実施状況が計画に沿っているかどうかを確認する。

Action（見直し）： 実施が計画に沿っていない部分を調べて処置する。

■ 計画推進体制



資料編

松伏町子ども・子育て支援審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第3項の規定に基づき、松伏町子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する事務に関する事項
- (2) 前号のほか、子ども・子育て支援に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験がある者
- (4) 公募による町民
- (5) 子どもの保護者
- (6) 事業主を代表する者
- (7) 労働者を代表する者
- (8) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、すこやか子育て課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年松伏村条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成29年条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

松伏町子ども・子育て支援審議会委員名簿

	氏 名	備 考
会 長	若 盛 正 城	特定非営利活動法人全国認定こども園協会顧問
副会長	竹 森 努	町立松伏小学校校長
委 員	石 井 貞 人	社会福祉法人愛抱会理事長
委 員	今 井 新 吉	公募
委 員	栗 原 展 代	主任児童委員代表
委 員	岡 野 奈 々	町立第一保育所保護者会会長
委 員	庄 野 紀美子	特定非営利活動法人親子サポートぽっぽ副代表
委 員	小 熊 三千世	社会福祉法人松伏町社会福祉協議会学童クラブ本部長
委 員	宮 本 慶 太	学校法人無量寿学園たから幼稚園園長
委 員	若 盛 清 美	埼玉県保育士会会長

(順不同・敬称略)

計画作成の経過

【令和5年度】

年 月 日	審 議 会	その他
令和6年2月21日	第1回 松伏町子ども・子育て支援審議会 1) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について 2) 第2期子ども・子育て支援事業計画における事業の進捗状況について 3) 第2期子ども・子育て支援事業計画における提供体制について	
令和6年3月8日 ↳ 令和6年3月31日		第3期子ども・子育て事業計画策定のためのニーズ調査の実施

【令和6年度】

年 月 日	審 議 会	その他
令和6年6月27日	第1回 松伏町子ども・子育て支援審議会 1) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定までのスケジュールの確認と骨子案の構成について 2) ニーズ調査の結果報告について	
令和6年7月30日	第2回 松伏町子ども・子育て支援審議会 1) 第2期子ども・子育て支援事業計画における事業の進捗状況について 2) 第3期子ども・子育て支援事業計画の骨子確認(全体構成と各章項目の概要説明)	
令和6年9月25日		松伏町子ども・子育て支援事業計画担当者会議
令和6年10月2日	第3回 松伏町子ども・子育て支援審議会 1) 第3期子ども・子育て支援事業計画(素案)について 2) 第3期子ども・子育て支援事業計画(素案)への意見募集について	
令和6年12月10日 ↳ 令和7年1月10日		意見募集(パブリックコメント)の実施
令和7年1月21日	第4回 松伏町子ども・子育て支援審議会 1) 第3期子ども・子育て支援事業計画(素案)への意見募集の結果報告について 2) 第3期子ども・子育て支援事業計画の確定について 3) 答申の案について 4) 利用定員について	

子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査（ニーズ調査）

1 調査の目的

本調査は、令和7年度を初年度とする「松伏町第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・学童クラブの利用状況や利用希望を把握し、子育て支援に関するご意見・ご要望を取り入れるために実施しました。

2 調査の概要

（1）調査対象者

区分	調査対象
① 未就学児童保護者	住民基本台帳より無作為抽出した、松伏町内に在住する未就学児童の保護者…600名
② 就学児童保護者	住民基本台帳より無作為抽出した、松伏町内に在住する小学校就学児童の保護者…600名

※①、②のいずれも、令和6年2月1日現在

（2）調査方法及び調査期間

調査方法：①郵送配付・郵送回収、②二次元コードによるWeb回答

調査期間：令和6年3月8日（金）～3月31日（日）

3 調査項目

（1）未就学児童保護者

- ① 対象者の属性と家族の状況について
- ② 保護者の就労状況について
- ③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用について
- ④ 地域子育て支援拠点事業の利用について
- ⑤ 土曜日・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用について
- ⑥ こどもの病気の際の対応について
- ⑦ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について
- ⑧ 小学校就学後の放課後の過ごし方について
- ⑨ 職場の両立支援制度について
- ⑩ 児童虐待について
- ⑪ 町の子育て環境や支援の満足度について
- ⑫ 自由意見

(2) 就学児童保護者

- ① 対象者の属性と家族の状況について
- ② 保護者の就労状況について
- ③ 放課後の過ごし方について
- ④ 児童虐待について
- ⑤ 町の子育て環境や支援の満足度について
- ⑥ 自由意見

4 回収結果

区分	配付数	回収数	回収率
① 未就学児童保護者	600通	302通 (うちWeb162通)	50.3%
② 就学児童保護者	600通	303通 (うちWeb172通)	50.5%

諮問と答申

①諮問

す 第 715 号
令和6年2月21日

松伏町子ども・子育て支援審議会 会長 様

松伏町長 鈴木 勝

松伏町第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

松伏町子ども・子育て支援審議会条例（平成25年条例第4号）第2条に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

国においては、子育てをめぐる様々な課題の解決のため、幼児期の学校教育・保育の提供、地域における子育て支援の充実、待機児童解消のための保育の量の拡大などをめざす子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、平成27年4月に施行されました。

子ども・子育て関連3法のうち子ども・子育て支援法では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられています。

松伏町では、松伏町第2期子ども・子育て支援事業計画を5か年計画として、令和2年3月に策定しました。令和6年度末で計画期間が終了することから、松伏町第3期子ども・子育て支援事業計画を策定することとしています。

つきましては、町民の視点に立った、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他、子ども・子育て支援に関する事業の円滑な推進の実現にむけて、「松伏町第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定するため、その内容についてお諮りします。

②答申

令和7年1月21日

松伏町長 鈴木勝様

松伏町子ども・子育て支援審議会
会長 若盛正城

松伏町子ども・子育て支援事業計画について（答申）

令和6年2月21日付けで諮問された事項について、本町の現状と課題、町民意識などを踏まえ、当審議会で慎重に審議を重ねてきました。

その結果、当審議会は今回提出された「松伏町第3期子ども・子育て支援事業計画」について、その内容は妥当なものとして認め、ここに答申します。

なお、計画を進めるにあたっては、計画目標の達成度を適切に評価し、町民にわかりやすい進行管理を行うとともに、こどもの福祉の増進を基本として、下記事項に十分留意し、計画推進に努めるよう要望します。

記

- 1 本計画の基本理念「こどもいきいき 家族にこにこ みんなが育つ まちづくり」の実現に努めること。
- 2 基本理念の内容を実現するための本計画の基本目標である「いきいきとこどもが生まれ育つまち」、「にこにこことどもを育てるまち」、「みんながこどもをつつむまち」の推進に努めること。
- 3 計画の推進にあたっては、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校、こどもの健康や安全を確保するための各種機関及び子育て支援団体等が一体となって子ども・子育て支援施策を効果的に運営することができるよう、相互の連携を強化できる体制の構築に努めること。

松伏町第3期子ども・子育て支援事業計画

“こどもいきいき 家族にここにこ みんなが育つ まちづくり”

令和7年3月

発行 松伏町
〒343-0192 埼玉県北葛飾松伏町大字松伏2424番地

URL <https://www.town.matsubushi.lg.jp>

編集 松伏町すこやか子育て課

電話 048-991-1876（直通）